

# 研究課題 2026

5

## I. はじめに 3

10

### 1. 『差別の現実から深く学ぶ』ことから 3

### 2. 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた教育を 3

15

## II. すべての人の自己実現をめざして 4

### 1. 人権教育をとりまく状況 4

20

- (1) 人権教育の確立に向けた状況
- (2) 人権問題の現状と課題
- (3) 経済支援と教育の機会均等
- (4) さまざまな立場の子どもたち・保護者への支援

### 2. 私たちのすすめる人権教育 ～県人教が大切にしたいこと～ 7

25

- (1) 「とらえる」
- (2) 「ふかめる」そして「ともにそだつ」
- (3) さらなる人権教育の深化と充実をめざして

30

## III. 研究課題とその具体的なすすめ方 9

### 1. 人権を守る環境づくりを 9

35

### 2. 生きる力の根っこづくり「乳幼児期に関わって」 10

- (1) 同和（解放）保育の視点と、こどもの権利としての保育
- (2) こどもの人権を真ん中に据えた連携を
- (3) こどもアドボケイト活動について

40

### 3. 人権確立をめざす「教育の創造」 13

- (1) 子どもたちの立場に立った「人権についての教育」を
- (2) 部落の子どもをはじめ、被差別状況の子どもたちを中心に据えた教育内容
- (3) 子どもたちの生活課題、なかまづくりの課題と結合した部落問題学習
- (4) 地域と結合した教育内容…授業に臨む教職員の感性や認識力
- (5) どのように理解しているかの把握を

45

### 4. 人権尊重社会確立の主体者を育てる「自主活動」 16

- (1) 社会的立場の自覚と子どもの要求から始まる「自主活動」
- (2) 反差別の主体形成をめざすなかまづくり
- (3) 周りのおとなや教職員の立ち位置

50

**5. 子どもたちの未来を確かなものにする「進路・学力保障」 18**

- (1) 子どもたちの未来を確かなものにする「進路・学力保障」
- (2) 不登校について
- (3) 義務教育出口の課題
- (4) 就学支援・奨学金制度
- (5) 中途退学・休学について
- (6) 進路・就労保障について
- (7) 定員内不合格について
- (8) 色覚検査について
- (9) 応募前職場見学について
- (10) 外国にルーツをもつ子どもたちの進路保障（在住外国人教育）
- (11) 「障害」のある子どもたちの就学保障について（インクルーシブ教育）

**6. 持続可能な「人権のまちづくり」に向けて 29**

- (1) 社会教育における学習・啓発活動の充実と発展を
- (2) 地域における子どもたちの活動の継承と発展を
- (3) 子どもを守り育てる地域の教育力
- (4) 「人権のまちづくり」に向けた地域における「人権文化」の創造を

**IV. おわりに 34**

**V. 2026年度 研究課題の資料 35**

- 1. 同和教育の成果 35**
- 2. 大分県人権教育推進計画（第4次改訂版、R8年3月）の抜粋 36**
- 3. 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の全文 37**
- 4. 県人教作成の刊行物・資料等に活用している言葉について 38**

# I. はじめに

## I-1. 『差別の現実から深く学ぶ』ことから

5 今年<sup>5</sup>は基本的人権の尊重・国民主権・平和主義の3大原則を備えた日本国憲法公布80年、部落差別解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法）施行10年になります。個人の尊重を重要視している法治国家の日本では、無実の人が処罰されることは絶対に許されません。死刑確定で47年間収監された袴田巖さんが再審無罪を勝ち取りました。しかしながら、部落問題に関わる狭山事件、ハンセン病問題に関わる菊池事件等でも証拠開示制限や検察官抗告と長期化等の課題を孕んでおり、再審法の改正が急がれます。

10 県内においては、昨年2月起きた官製談合事件で第三者委員会が持たれ、調査報告書が出されました。その報告書の終章では「部落差別を含むあらゆる差別の解消のための教育、啓発活動等の取組は、今後も必要不可欠であり、本事件を過度に強調して、これらの取組に躊躇することがあってはならず、これを教訓に、より適切な啓発活動等の取組を行うことを強く望む」とあります。

15 このような人権を取り巻く状況の中、県人教としては定款に定めた目的である「人権という普遍的な文化の創造と共生社会の実現をめざし、人権教育及び人権啓発の研究・実践を通して、広く県民の人権意識の高揚及び人権尊重の社会づくりに寄与すること」で、憲法を遵守し、人権確立・部落差別解消に向けた教育を推進しています。

20 かつて、被差別部落（以下、部落）の子どもが欠席を重ねる状況に対して、多くの教職員はその原因を家庭のせいにし、その子が学校に来れば、励ましや注意喚起で終わっていました。そんな状況に、一部の教職員は地域・家庭を訪ねていくことで、自分自身のこれまでの見方がいかに予断と偏見に満ちたものであったかを思い知らされます。教育の機会均等、自尊感情、なかまづくり、教育内容の創造、進路・学力保障、どれもが部落解放、差別解消していくために欠くことのできない教育課題でした。

25 『差別の現実から深く学ぶ』という原則は、被差別の立場に置かれている子どもや保護者の生活の現実、背景にあるものを探り、何が差別なのか、何が差別を生み出しているのか、という課題を明らかにしようとするものです。併せて、自分と人権問題との関わりに気づき、差別解消へ取り組む道筋を明らかにするものです。その原則をもとに、学校の枠を超えて、さまざまな反差別の教育活動と連携しながら、取り組みをすすめています。

30 同和教育の取り組みは、子どもたちの実態に沿った参加型の学習方法（フィールドワーク、当事者からの聞き取り、解放劇など、部落の歴史と文化に主体的に関わりながら学ぶ）を創造したり、自尊感情を高め、なかまづくりのあり方を示したりしてきました。《P34「同和教育の成果」参照》大分では「私たちは差別の現実を見つめることから教育の営みを構築していこう」という当時の教職員たちの声が発端となり、1976年に「大分県同和教育研究協議会（以下、大分県同教）」が結成されました。大分県同教としては、県内での部落差別事象にある差別の現実を分析する中で、次の課題を明らかにしました。

- ・ 賤称語の重みをどう子どもたちに伝えるのか
- ・ 今現在の部落差別の実態をどう把握し、伝えるのか
- ・ 当事者、関係者意識をどう持たせるか

40 その課題を公開授業研究やレポート学習による『事実と実践』の交流をすることにより、克服し、その内実を深化・発展させてきました。

## I-2. 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた教育を

45 33年間継続してきた同和对策関連の時限法が2002年3月末に打ち切られました（以下「法切れ」と表現する）。1965年の「同和对策審議会答申」では、『同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である』『部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない』と謳われています。しかし、部落差別の実態を残したまま、時限法とともに様々な

施策が消えていきました。研究大会の実践報告も、部落問題の解決につながるものが次第に減って  
いきました。このような状態を、部落問題抜き、差別問題抜き（「部抜き」「差抜き」）の実践と呼ぶ  
人も出てきました。

5 大分県同教は発足から 28 年後の 2004 年、「人権教育のための国連 10 年」等の人権教育の確立  
を求める国内外の潮流と社会情勢の変化に対応すべく「社団法人大分県人権教育研究協議会（以下、  
大分県人教）」として、再出発をしました。その後、公益法人制度改革により 2013 年 4 月には公益  
6 公益社団法人として認可されました。このことは、私たちの取り組みが差別の解消をめざす「公益」  
のものであり、社会に対して責任ある立場にあるということを示しています。

10 「法切れ」状態は 2016 年までの 14 年間続きました。この間、「同和問題を人権教育の重要な柱  
と捉え」（1996 年、地域改善対策協議会意見具申）と言いながら、学校教育の中で部落差別の実態  
を学ぶことなく、部落差別と闘ってきた人の存在を知らずに育った子どもは、今なお続いている部  
落差別がどこか遠い所で起こっているように錯覚していても不思議ではありません。これは、教職  
員にも同じことが言えます。人権課題の解決をすすめ、反差別のなかまづくりをすすめてきた教職  
15 員の中には、部落問題学習の授業実践をしていない者も少なくないことが各市町村の実態調査・意  
識調査の中で明らかになっています。14 年間の「法切れ」の影響もあり、あたかも部落差別はな  
くなったように感じ、『寝た子は起こすな、何もしなければ部落差別はなくなる』という考えを持つ人  
が 16% いること（2023 年「人権に関する大分県民意識調査」）も無視できません。

1994 年に文部省（現文科省）は『学校における同和教育指導資料』（パンフレット）の中で、こ  
う書いています。

20 同和教育の中心的課題は、「法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている  
不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くこと」（同対審答申）であるとし、特に次の点  
に留意する必要がある。  
① 同和地区児童生徒の実態や部落差別解消への保護者の願い等が反映されていること。  
25 ② 単なる知的理解にとどまることなく、心情を陶冶し、態度にあらわれるようにし、部落差  
別解消への実践力を育てることがめざされていること。

①は差別の現実の中にいる当事者と関わり、思いや願いを受け止めることです。②は、文部科学省  
の『人権教育の指導方法等の在り方について』（第三次とりまとめ）の中で、人権教育に求めている  
「実践力や行動力を育成すること」とつながっています。この 2 点は今でも留意すべきものです。

30 そして 2016 年、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の  
変化が生じていることを踏まえ、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律の第 5 条には  
国および地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発  
を行うよう努めるものとする。」と書かれています。しかし、インターネット情報は誰でも、どこで  
も見ることができ、ネット情報等で差別を煽る者いれば、誹謗中傷に悩む人がいます。

35 このような情勢を受けて、県人教は 2020 年 5 月 26 日の第 33 回通常総会において、「公益社団  
法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会（略称はこれまでどおり、大分県人教）」と名称を変  
更しました。

40 今年は県同教結成 50 年の節目の年となります。同和教育の成果と課題を受け継ぎながら、『部落  
差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた教育』を確立していくことを再確認していきます。  
各地区研究会と市町村行政の協力の基に、教育内容の創造と誰一人として取り残さない・残されな  
い、誰もが持続可能な「人権のまちづくり」をめざしていきたいと思います。

## Ⅱ. すべての人の自己実現をめざして

### Ⅱ-1. 人権教育をとりまく状況

#### (1) 人権教育の確立に向けた状況

50 「戦争こそ最大の人権侵害であり、差別である」といわれて久しいですが、世界では、戦争、  
紛争、テロや武力衝突がおこっています。とりわけ、大国の「正義」のもとで、侵略や戦争、パ  
フォーマンスの「停戦合意」、国際法を無視した軍事作戦が行われて、政治的・経済的弱者の存在  
が軽視されています。こうした平和と人権が脅かされる状況に対して、世界的に人権教育の重要

性が増してきています。国内では部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消していく教育に関連して、次のような法整備がすすんでいます。

《全国で》

- 1965年 同和対策審議会答申
- 1996年 地域改善対策協議会意見具申（同和問題は根強く存在しており、人権問題の重要な柱と捉え、一般対策に移行して対応する、特別対策の終了方針を出した）
- 1998年 「人権教育のための国連10年」国内行動計画発表
- 2000年 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律  
(国および地方公共団体の責務として人権教育の推進を謳っている)
- 2004年 発達障害者支援法
- 2008年 文部科学省・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）
- 2013年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律  
いじめ防止対策推進法
- 2016年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 2016年6月 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
- 2016年12月 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- 2016年12月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
- 2019年 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
- 2019年 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律
- 2023年 性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）
- 2024年 情報流通プラットフォーム対処法

これらの法律に基づき、県内でも包括的差別禁止や被害者救済、実態調査の実施等を盛り込んだ新しい差別解消に向けた取り組みも推進されています。

- 1976年 「大分県同和教育基本方針」が策定される
- 1976年 「大分県同和教育研究協議会」結成
- 1988年 「第40回全同教大会（大分大会1回目）」開催
- 1995年 「大分県福祉のまちづくり条例」
- 2000年 「人権教育のための国連10年大分県行動計画」推進プラン発表
- 2002年 「第54回全同教大会（大分大会2回目）」開催
- 2005年1月 「大分県人権教育基本方針」（大分県教委）公表
- 2006年2月 「大分県人権教育推進計画」（大分県教委）公表
- 2009年4月 「大分県人権尊重社会づくり推進条例」（大分県）施行
- 2010年1月 「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」（大分県教委）公表
- 2010年8月 「大分県人権尊重施策基本方針」（大分県）公表
- 2015年4月 「大分県人権教育推進計画」（大分県教委・第2次改訂）公表
- 2016年4月 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」施行
- 2018年5月 「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」（大分県）公表
- 2021年3月 「大分県手話言語条例」施行
- 2021年4月 「大分県人権尊重施策基本方針」（大分県・改訂版）公表  
「大分県人権教育推進計画」（大分県教委・第3次改訂）公表
- 2026年3月 「大分県人権教育推進計画」（大分県教委・第4次改訂予定）

5

## （2）人権問題の現状と課題

携帯やタブレットの普及によりインターネット上の偽・誤情報や誹謗中傷等の他人の権利を侵害する情報の拡散などが問題となっています。部落地名等のネット公開により、部落出身者の中には、日常生活でも差別を受けるかもしれない恐れから、部落を語ることができない現実があります。そうした中、「全国部落調査」復刻版出版差止裁判の最高裁判決が2024年12月4日に出され、東京高裁判決にあった「差別されない権利」が承認されました。また、国はインターネッ

10

ト上の誹謗中傷等の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②ガイドライン策定を義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」を2025年施行しました。しかし、削除申請は本人による申請が原則であり、手続き等で多くの課題が明らかになっています。

5 2016年「障害者差別解消法」が施行され2024年4月、法律は一部改正され、「合理的配慮の提供」は義務化されました。2022年8月、国連の権利委員会は、日本政府がどのような取組をしてきたのか、初めて審査を行い、総括所見を出し、「障害のある子どもを含む障害者が、施設を出て地域で暮らす権利が保障されていないこと」、また、「障害のある子の中に、いわゆる“通常”の学級で学べない子がいること」を問題視しました。今後、インクルーシブな方向性を持つ“通常”  
10 学校を創ることで、障害のある子どもだけでなく、多様な子どもたちが安心して過ごし、自分のことを表現できる学校園所のあり方を模索していくことが大切です。

歴史的な経緯で、日本での生活を余儀なくされた韓国・朝鮮や中国につながりのある人への差別は残り、朝鮮学校は高校無償化制度から排除され、ヘイトスピーチやネット上での差別投稿、ウトロ地区での放火を伴うヘイトクライムなど、いまだに差別は厳然と存在しています。技能実習制度や留学名目で受け入れてきた外国人労働者は、230万人（厚労省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ、2024年10月現在）にも上ります。外国人労働者が増加の一途をたどる一方で、職場や社会における差別が大きな問題となっています。

内閣府は、2023年3月に2022年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」を公表しました。それによると、広義の引きこもり状況にある人のうち、現在の状態となって6か月以上かつ病気等を理由としない15歳から39歳の人2.05%でした。全国的にみると146万人がその状況にあります。そのうち、行政などの相談、支援を受けていない人が40%を越えます。引きこもりの状況にある人が社会参加できるように、さまざまな対策が必要です。併せて、このような状況を生み出す背景を社会の問題としてとらえ、根本的な解決を図る必要があります。

厚労省の「令和6年中における自殺の状況」によると、2024年は前年より1569人減少し2万268人で、依然として2万人を越え、特に児童生徒は527人（高校生349人・中学生163人・小学生15人）と増加しています。また奨学金の返済苦が23人と将来への選択を支援するための「奨学金」が、逆に若者を絶望させ、命を奪っている現実にも注目しなければなりません。

日本も含め、世界30か国の成人22,514人に行われた「イプソス LGBT+プライド 2023」の調査で、LGBT+を自認する人口の割合は平均で約8%でした。ところが男女二元論の社会ではその存在が認知されず、自認する性で行動しようとしたとき、家族が許してくれず、親から「もっと男らしくしなさい」と叱られたり、結婚祝い金や休暇、家賃補助などについて、異性愛を前提として整えられていたりする現実もあります。

2025年、国際女性デーが国連で1975年に制定され50年を迎えました。世界経済フォーラムが発表した2025年ジェンダーギャップ指数では、日本は148か国中118位となっています。

35 国連は、全ての人が含まれる「性」の表現として、SOGI (E) を使っています。SOGI (E) は、LGBTQ+ を包括し、多様性の尊重にも通じる言葉であると言えます。これらの視点を踏まえ、単なる生物学的な性にとらわれることなく、自分らしく生きること、自分を大切に、相手も尊重できる社会の創設に教育の力は必要です。

### 40 (3) 経済支援と教育の機会均等

厚生労働省（以下、厚労省）は2009年に国として初めて相対的貧困率を公表し（2021年相対的貧困率15.4%で子どもの貧困率は11.5%）、国は「生活困窮者自立支援法」（2013年）と「子どもの貧困対策推進法」（2019年6月改正）を制定しました。しかし、生活保護費（生活扶助）の削減や就学援助所得基準引き下げ、母子加算の削減もあり、貧困削減政策も不十分なことから、格差と貧困問題の大きな改善には至っていません。

内閣府や文科省の調べによると、生活保護家庭の子どもたちの高校進学率は平均より約5%低く、大学進学率は半分以下となっています。このように経済的に厳しい環境と、それに起因する教育機会の制限によって、子どもたちは進学や就職等への選択肢を奪われています。そして、おとなになってからの生活の不安定さ、子育ての困難さ等、親から子へと貧困の不利益が連鎖しています。

これまでの高校無償化制度（高等学校等就学支援金制度）は、年収約 910 万円未満の世帯を対象に授業料を支援する仕組みでした。しかし 2025 年度からは所得制限の一部が撤廃され、基準額部分については全世帯が対象となります。また、2026 年度からは、私立高校への支援については、所得制限が撤廃され、上限額が全国平均授業料水準の 45 万 7,000 円に引き上げられる予定です。私たちは、今後も「就学支援のためのパンフレット」を配布し、支援が必要な家庭に必要な情報を確実に届けていきます。

#### (4) さまざまな立場の子どもたち・保護者への支援

文部科学省（以下、文科省）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2024 年度調査 2025 年 10 月公表）によると、全国の小・中・高校・特別支援学校で認知した「いじめ」件数は 76 万 9022 件、前年度から 3 万 6000 件増え、4 年連続の増加となり過去最多となりました。2013 年のいじめ防止対策法施行から 12 年が経過し、教育現場でのいじめの積極的な把握やネット上のいじめの積極的な認知がすすむ一方で、重大事案も増加し、過去最多の 1404 件となりました。

また、同調査によると 2024 年度における小中学生の不登校数は 35 万 3970 人で 12 年連続増加し、過去最多となりました。学校・園・所で脈々と引き継がれる伝統や文化が子どもたちに生き辛さをもたらしているのではないかと、子どもたちの育ちを阻害しているのではないかと、学校の当たり前を今一度問い直す必要があります。

2024 年度の児童相談所での児童虐待対応件数は、22 万 3691 件（厚生労働省 3 月発表）で過去最多だった 23 年より 1818 件減少しました。厚生労働省は依然として高止まりしているものの、児童福祉司の増員など、児相の体制を強化する必要があると分析しています。虐待をする親自身が経済的な厳しさや被抑圧・被虐待の育ちを強いられ、自らを大切に生きる方を奪われてきたことが、子育ての場面で子どもへの虐待という形で表れてくるのではないかと考えられます。

通学や仕事をしながら高齢や「障害」、病気等で援助が必要な家族を介護したり、兄弟姉妹の世話をしたり、家事労働等、本来おとなが担うような役割を日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる 18 歳未満の子どもが増加しています。県内でも児童、生徒の中に約 1000 人いることが 2022 年度の調査で分かりました。学校での子どもたちの様子から話を聞き取り、職員間、福祉との連携など早急な対応が必要です。

日本に住む外国人の義務教育就学年齢の子どもは 16 万 3358 人（2025 年 10 月文科省公表）で、前年度から約 12,600 人増加しました。このうち「不就学の可能性がある」層は 8,432 人に及びます。就学が義務づけられていない外国籍の子どもに対し、自治体によって把握の丁寧さに差がある点が課題として浮かび上がっています。「日本語教育が必要」とされた子どもで、誰からの支援も受けられていない「無支援状態」の子どもも多くいます。日本人と外国人親の間で生まれた子どもたちが文化の差、慣習の違い、あるいはDV等で、ひとり親家庭になり、貧困の状態や不就学になっている等、厳しい状態に置かれながら支援が届きにくい状況があります。外国籍の子どもたちとのつながりを作り、子どもたちの声を聴ける場が必要であり、誰一人取り残さない教育の実現が必要です。

自然・社会での生活体験も一人ひとりの格差が広がり、人と人との関わりや体験を通して身につけられる命の尊厳に対する理解や人間関係を築く力や他者を思いやる心と態度等に課題を抱える子どもたちもいます。その困りが、「いじめ」「不登校」などの「事件」「問題」といった形で現れている子どもたちのさまざまな事象は、おとな社会のありようへの告発・要求なのではないでしょうか。子どもの声をつかむためには、おとなと子どもとが信頼関係を結ぶことが欠かせません。また、学校、保護者、地域社会、行政が課題を共有し、その課題克服のために役割分担と協働を図り、連携していくことも必要です。

## II-2. 私たちのすすめる人権教育 ～県人教が大切にしたいこと～

これまで県人教では「人権という普遍的文化の創造と共生社会の実現をめざす」という目的を実現するために、3つのキーワード「とらえる」「ふかめる」「ともにそだつ」を設けて取り組みをすすめてきました。

## (1)「とらえる」

### ①県人教の役割

5 県人教では各種調査、各種研修会参加者の声や報告から、大分における人権課題や、子どもや住民の課題の把握を行ってきました。今後も顕在化した人権問題の背景にはどのような思いや願い、そしてくらしがあるのかを具体的に「とらえる」ことから始め、教育課題を明確にして、その課題解決のための、より具体的で確かな取り組みを創っていきたいと思います。

10 県人教は、目の前の子どもたち・住民がさしだしている課題を克服するために、どのようなことが求められているか十分に検討し、広報誌や書籍、学習・啓発資料を充実させていきます。また、人権施策や今後の取り組みの工夫・改善につなげていくために、とらえた実態や課題を行政機関・各種団体に情報提供していきます。

### ②各地区研究会の役割

15 県人教調査、大分県教委の調査だけでなく、各地区研究会や市町村独自の調査結果を地域で分析する必要があります。そして、地域の課題解決のためには、関係各方面に情報を積極的に届け、つながりをつくっていくことが大切です。「とらえる」という営みは、「差別の現実から深く学ぶ」ことそのものです。教育の創造には、「何が差別なのか、どこに差別があるのか」を県人教・各地区研究会・学校・行政等、すべての人権教育に携わる組織や人々で明確にすることが不可欠です。

## (2)「ふかめる」そして「ともにそだつ」

### ①県人教の役割

25 「ふかめる」とは、実践を綴り、語り、みんなで論議して、自分自身と人権問題との関係や自分の日頃の取り組みを問い直すことです。また、「ともにそだつ」とは、その問い直しによって多くのことに気づき、気づきから次の取り組みを創造する力をつけていくことです。

「ふかめる」「ともにそだつ」場として、県人教では、大分県人権・部落差別解消教育研究大会（ヒューライツフォーラム）、各地区代表者研修会、研究課題学習会、進路・学力保障学習会、部落問題学習実践講座、研究委員研修会、専門委員研修会等を開催します。

30 研究大会・学習会等は、多くの人々が「集う場」であり、「出会う・つながる・発信する場」でもあります。意見を交流したり実践を差し出し合ったりすることを通じて、「ともにそだつ」ことにつながります。それにより、人権意識や人権感覚、そして今後の取り組みをより「ふかめる」ことにつながります。県人教ではこれらの会を通じ、部落差別をはじめとしたあらゆる差別を解消していこうとする教育の確かさを、より多くの県民と共感しながら、取り組みの輪を広げることをめざします。

### ②各地区研究会の役割

40 各地区研究会には、各地域の実態を把握して研究や実践を方向づけ、「ふかめる」ための中心的なリーダーシップが求められています。

部落差別解消推進法の第5条「教育および啓発」には「地方公共団体は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と明記されています。部落差別解消に向けた教育を全教職員で取り組むことが喫緊の課題と言えます。各地域において、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消していく教育の推進を担う人材の育成が不可欠です。

45 現在、教職員の多忙化、同僚性の希薄化によって、若い世代の教職員に人権意識や実践意欲を伝えきれない状況にあります。世代交代がすすむ現在、それぞれの世代の様々な生活経験を共有しながらともに学び合える場を保障していくことが、「ともにそだつ」ことになり、人権教育の継承と研鑽につながると考えます。

50 各地区研究会の様々な活動の代表者を中心に、研究大会、学校や職場の研修等で具体的な子どもの姿を通じた実践交流の場を充実させ、学校や地域での更なる実践にいかしていきます。

「とらえる」「ふかめる」「ともにそだつ」の3つのキーワードは、決してそれぞれが単独で存在しているわけではありません。また、忘れてはならないことは、「何のために」「誰のために」取り組みをすすめるのかです。目の前で困っている子どもたち、厳しい生活やきつい思いを余儀なくされている保護者や地域の人たちがいます。「事実と実践」を大切にしたり取り組みを土台に、すべての人が人として尊重される社会の実現、すなわち「人権という普遍的文化」を主体的に創造していく取り組みが求められています。

### (3) さらなる人権教育の深化と充実をめざして

県人教では、これまで各種実態調査を総合的に分析し、「とらえる」ことを通して、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消していく人権教育の取り組みの成果と課題について論議してきました。そして、研究大会を通して、人権が「特別」なことではなく、「あたりまえ」のこととして守られる社会にしていくために、住民一人ひとりが自らの存在と人権が守られ、生きがいを実感できる豊かな生活を創り出す「人権のまちづくり」を提起してきました。競争主義的・成果主義的な取り組みが求められる学校、自己責任論があたりまえのように語られる現代では、社会的に不利な状況におかれている人が置き去りにされかねません。だからこそ、自らの実践を問い直し、「誰一人取り残さない・残されない」人権教育の創造をめざします。

人権教育をすすめるにあたって、「思いやり」や「やさしさ」等の言葉が用いられることがありますが、人権問題は、心の持ちようだけでは解決できません。格差や教育課題の中にある「差別の現実」を見抜き、ともになくしていこうとする活動を、家庭教育、学校教育、社会教育をそれぞれの分野だけのものにせず、それぞれの立場でできることからすすめていくことが必要です。そして、家庭・学校・地域・行政・企業・宗教団体・NPOなど多様な立場の人々や団体が、世代や立場を越えて課題を共有し、つながり、ともに実践していくことで、人権のまちづくりをすすめていきましょう。

## Ⅲ. 研究課題とその具体的なすすめ方

### Ⅲ-1. 人権が守られる環境づくりを

部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた教育をすすめていくためには、人権に関する知的理解を深めるだけでなく、子どもたち一人ひとりの人権が尊重される環境を整えていくことを、同時に考えていく必要があります。たとえ学校で人権問題に関する学習を行っていたとしても、子どもの願いや思いが十分に受け止められない学校や学級では、子どもたちの人権が尊重されているとは言えません。子どもたちが人権の守られる環境の中で学習を重ねることで、差別を許さず、差別をなくしていこうとする意識が育まれていきます。

そして、学校や学級の中に人権が守られる環境を築く土台となるのは、子どもの思いや願いを大切に、偏見や差別を見逃さない教職員の高い人権意識なのです。

〈前略〉 本番1週間前の練習後、たくみさん(仮名)が泣いていた。周りにいた子どもたちに話を聞くと、練習の終わりにれんさん(仮名)が、持っていたマレットでたくみさんの手の甲をたたいたということだった。たくみさんの手の甲は赤くなっていた。

2人が落ち着いたところで、私は、れんさんに「どんな理由があろうとたたくのは悪い。絶対にだめ!」と厳しく注意した。すると「先生、ちょっと違う。」とたくみさんが話し始めた。

〈中略〉 私は、素直に謝るれんさんもたくみさんもすごいと心から思った。その一方で、事情を聞く前に「勝手に音をならして、友だちの手をたたくなんて!」と決めつけていた自分が恥ずかしくなった。さらに「うまくいかんところを練習したかった。」というれんさんの気持ちを聞き、短い練習期間でなんとか本番に間に合わせたいと頑張っていたれんさんと、そんなれんさんをサポートしていたたくみさんの思いを十分受け止めようと努力できていなかった自分の不甲斐なさに落ち込んだ。私は、れんさんに「れんさんが一方的にたたいたんだと決めつけてしまって、ごめんなさい。」と伝えた。れんさんは、私を見ながら「べつに。」とだけ言った。

その後、学級全体で話をした。たくみさんが泣いた経緯だけでなく、私自身がれんさんが悪いと決めつけてしまったことやれんさんに謝ったことなども話した。私自身の過ちから、学級の子どもたちに少しでも何か感じてほしいという一心だった。子どもたちは真剣なまなざしで話を聞いていた。

〈第47回 大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より〉

報告者は、年度当初、「思いこみや偏った見方をし、お互いを判断していること」が学級の課題だと感じ、イメージにとらわれずに、一人ひとりが認め合える、温かい学級にしていきたいと考えていました。しかし、れんさんが落ち着かなかったり友だちとトラブルになったりしたとき、目に見えるれんさんの行動だけを注意してしまい、その度にれんさんの思いを聞き取れていなかった自分のあり方を振り返ってきました。

「先生、ちょっと違う。」とそれまでの経緯を話してくれたたくみさんと、自分の思いを話して謝ったれんさんの二人の言動から、報告者は心のどこかで決めつけていた自分に気づき、子どもに謝りました。そして、マレットでたたいたことの原因と、相手の思いを聞かず、決めつけてしまった自分の過ちを学級の子どもたちに話しています。

「まず、振り返るべきは自ら」であると言われるように、自分自身の思い込みや決めつけといった差別の現実に向き合えたとき、はじめて差別をなくしていく取り組みが始まります。どこに、どのような差別の現実があるのかを見抜くことが、差別解消への第一歩となります。

子どもの気になる行動を、すべて本人や保護者の自己責任として捉えるのではなく、その行動の背景にある状況や思いに目を向けることが大切です。そして、本人や保護者の努力ではどうにもならないことを整理し、学校全体で支援していくことこそが、人権が守られる環境づくりにつながります。

さらに、そうした関わりの中で見えてきた人権課題を克服していくためには、カリキュラムに位置づけられた教育活動や人権学習だけでなく、学校施設や学校行事、教育システム、人間関係などを、人権の視点から見直していくことが必要です。それらを改善していくこと自体が、「人権が守られる環境をつくる」取り組みといえます。

「子どもたちにとって最大の教育条件（環境）は教職員である」と言われています。学校や学級が、すべての子どもたちの人権が守られた場となっているかを見極め、改革をすすめていくためには、教職員一人ひとりの高い人権意識が不可欠なのです。

### ＜ 重点 課 題 ＞

- ① 教職員が、子どもの気になる行動や子ども・保護者との関わりの中で生じる困りや悩みを率直に出し合える関係を築き、互いに支え合いながら連帯して、人権が守られる環境づくりをすすめていきましょう。
- ② 教職員が教育システムに内在する差別構造の中にあることを自覚し、自らの差別性や立ち位置を振り返る教職員研修を通して、人権意識を高め合う教職員集団をめざしましょう。
- ③ 教育活動全体を通じて人権教育をすすめるために、学校教育目標の中の人権の視点に添いながら、組織体制を確立し、各校務分掌や各教科の取り組みの中で人権教育を具体化していきましょう。
- ③ 被差別状況にある子どもや保護者の願いを束ね、人権が守られる環境づくりのための教育条件の点検・整備・充実をすすめていきましょう。

## Ⅲ-2. 生きる力の根っこづくり「乳幼児期に関わって」

### (1) 育ちと学びの基礎となる乳幼児期の課題

#### ① 同和（解放）保育の視点と、子どもの権利としての保育

同和保育は、大阪で低学力などの原因を乳幼児期教育の責任であると突つけられたことから、小、中学校教職員と保育職員が部落に出かけ、保護者と語り合う中で、厳しい差別の現実や子どもに対する思い、教育への願いを知り、保育内容の見直しをしたことで始まりました。「部落差別を見ぬき、負けず、打ち勝つ子ども」という子ども像を確認し、どんな点をおさえて保育しなければならないのかを明らかにするために生まれたのが、「四つの指標と六つの原則」です。部落差別の現実から学び、「できる」、「できない」ではなく「ともに生きるなかまづくり」、「おかしいこと

に気づき、おかしいと言う」など子どもが将来に向かってどんな力が必要でそれを0歳からつけていくこと、園、家庭、地域と一緒に「24時間皆保育」として提言してきました。

そしてそれは、現在人権・部落差別解消保育が提唱する「公平」「尊敬」「反偏見」の意識を育てる保育内容や地域みんなで子育てをサポートするシステムづくりにつながっています。

5 また、「子どもの権利条約」批准から29年目にして、「こども基本法」がやっと制定されました。権利の主体者は、こどもであることを改めて確認し、すべてのこどもの最善の利益を守る社会づくりを乳幼児期からスタートしなければいけません。特に、「こども基本法」第11条に『こども施策に対するこども等の意見の反映』としてこどもや若者が意見を言う機会の保障もつたわれ、こどもの意見表明権が大切にされています。この基礎を作っていく乳幼児期教育のあり方を見直す必要があります。

10 また、こどもの最善の利益を守る原則について実現できているか、大分県の状況を見ると、虐待相談数では、2025年7月現在新規相談数1840件(大分県児童相談所調べ)うち新規受付数は1024件と過去最多で件数は高止まり傾向です。要因はいろいろと考えられますが、社会的要因として、こどもの貧困率の高止まりにつながる保護者の就労状況などが考えられます。保護者の15 ストレスや疲労感を乳幼児期教育の現場が育児支援をし、こどもの育ちと保護者としての育ちを支えています。保育者にかかる負担は大きいです。全国的にも同和保育所の家庭支援員職員のポストがなくなるなど保育現場がますます厳しくなっています。また、不適切保育の問題もクローズアップされています。こどもの人権の主権者はこどもです。私たち大人は、こどもと暮らしている全ての環境に目を向け、安心、安全が守られていくようにしなければなりません。

20 OECD保育白書では、「人生の始まりこそ力強く」と、質の高い保育こそこどもの将来を幸せにできると訴えています。保育者の労働環境の改善が急がれます。子育て支援の内容もこどもと保護者にとって本当に必要な支援なのかなど施策のあり方も見直すことも大切だと考えます。そして保育現場の実態を理解し合う連携も必要です。

## 25 ②こどもの人権を真ん中に据えた連携を

私たちは、乳幼児期・小・中・高を見通した進路保障の一貫として、一人ひとりのこどもたちの生活をふまえた乳幼児期の保育・教育の充実、創造に取り組んできましたが、この取り組みの強化が必要だと考えます。

30 2018年度から改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という10の姿があげられました。これは、小学校の教職員とこどもの姿を共有する際の手がかりとするための姿となっています。しかし個人で「できるようになる」ための「資質・能力」だけでなく、様々なつながりの中でも35 に育つ、ともに学ぶという人権を大切に保育の視点が生きているのでしょうか。今を充実して生きるこどもの最善の利益が尊重される保育とその連携について考えなければならないと思います。こどもを取り巻く現実をきちんと見つめ、学びにつながる育ちに不可欠な環境を構築していく事が急務です。各地で行われている乳幼児期教育との連絡会も入学前のみならず、平素からの交流や各地の中学、高校、社会教育ともつながるものにしていく取り組みが大切だと思われま40 す。

大阪府高槻保育所で勤務された森内桂子さんは講演の中で、

「高校生で金髪にしたり、生活が荒れてきた生徒のことで、高校の教員が、保育所の時のその子の様子や担任した保育士に話を聴きに來たり、一緒に家庭訪問してほしいと園に來て、一緒に家庭訪問するんよ、会いに行つて保育所時代のことを話していると、その子の目から厳しさが取れて、笑顔になるんよね。」

45 と話していました。このような連携が大分でも必要だと思います。

県内14市町村で、人権・部落差別解消保育連絡協議会が設立されています。それらの連絡協議会とも連携を密にしながら、こどもの現実を明らかにし、こどもたちの最大の利益を守る保育内容を構築していきたいと思つています。その子らしく生きていくには、乳幼児期からのなかま作りとこどもの思いに寄り添つた保育者の援助が大切で、支部の方と対話会を行っているこども園の報告です。

50 対話会当日、私は部落解放同盟九重支部の方に部落差別の歴史や現状に対する思いを伺い、自分のなかの差別につながる認識を変えていくにはどうすれば良いかを学びたいと思つていた。また事前学習で気づいた職員の思いなどを支部の方と話せる場にしていきたいと思つ、小グループに分かれて対話会を行った。日頃の生活の中で“これって差別だな”や“これって人権にかかわることだな”と思

ることや九重支部の方に聞きたいことを自己紹介のなかで一人ひとり話していった。事前学習の振り返りで私のなかにあった差別につながる思いに気づいたことを話すと「そのことに気づくことができ  
てよかったと思う。」「日々の生活の中で言った言葉が相手を傷つけてしまうこともある。今言った言葉  
に相手が傷ついてしまったかもしれないと振り返ること、振り返って気づくことが大事だと思う。」  
と地区の方が答えてくれた。その時私は自分のなかで差別につながる思いを持っていたことに気づいた  
ことは学びであり、振り返り気づいていくことが人権感覚を養っていくことにつながっていくのだ  
と感じた。 2024 年度報告より

今年の3月、性教協春のセミナーがあることを知り参加した。これまで、性教育を考えたことも  
なく、性教育といえば小学校の高学年で、男女に分かれ二次性徴についての授業をするといった記憶  
しかなかった。そんな秘密めいた授業のイメージを持ったまま参加したセミナーで衝撃を受けた。小  
学校1年生から性教育が行われ、その内容は自然科学としての生命の誕生の学びから自分の誕生の仕  
組みを知り、体の名前や機能を知る。自分を丸ごと知ることによって自分を大切に思う自尊感情が育まれ、  
自分を大切に思う気持ちは同じように他者への思いにつながる。そんな気づきから性教育は関係性で  
あることを学んだ。性教育こそ乳幼児期から取り組むべきだと考え、今年度より自園で取り組んでい  
る。実際に年間計画や保育内容を立案する中で、知識のないままに取り組むことの不安は大きく、ま  
だまだ自分自身の中に『性教育って特殊なもの。どのように進めることがよいのだろう』という難し  
さや怖さがあった。知識がないまま進めていくことで、子どもたちにとって誤った学びになったらど  
うしようという不安が大きかった。そこで、セミナーに誘ってくれた先輩に相談したところ、大分性  
教協の仲村さんや、SOGIE サポートチーム ココカラ! の大住さん、大分県人権・部落差別解消保育  
連絡協議会と連携することで安心してスタートすることができた。 2024 年度報告より

上記の報告のように、部落差別経験者から学ぶことや、こどもたちに今、なにが必要かを考え、  
新しい実践に取り組むことこそ人権・部落差別解消保育の大切さです。保育内容は、こどもとと  
もにつくっていくものです。真ん中にこどもの人権をおいて再構築していきましょう。

### ③こどもアドボカシーの実践について

こどもの意見表明権を守るための活動として、こども基本法でも第7条に「県、市町村が協力  
して努力すること」と、挙げられています。大分県でも、3年間のモデル事業から本格実施に取り  
組んでいます。こどもアドボケイトとは、こどもの意見表明権を守る取り組みで、こどもの思  
いや気持ちを、代弁者として伝えていく活動をしています。今は社会的養護の必要なこどもたち  
(一時保護所、里親家庭、養護施設)を訪問し、面談希望のあるこどもの話を聴いて、一緒に考  
えたり、伝えたい人に伝える連携をとったりしています。アドボケイトは、自分の意見を言うの  
ではなく、あくまでもこどもの意見を聴くこと、おとなはニュートラルな気持ちでこどもをエン  
パワーメントする取り組みです。この実践は、きつい思いをしているこどもに寄り添える、誰も  
がアドボケイトの気持ちでこどもに対応できるように取り組みを続けることの必要性を示唆し  
ています。乳幼児期、学校、社会と大人がこどもと対等な人権を持ち、つながる事が大切です。

## < 重点課題 >

- ① 乳幼児期のこどもをとりまく「差別の現実」を出し合いながら、保護者の生活やその背景を通して保育・教育課題を明らかにしましょう。
- ② 保育環境の課題を明らかにしながら保育内容を精選し、こどもたちの現状にそった「人権を守り、育てる保育内容」を創造しましょう。
- ③ こどもたちの育ちと学びの基礎を育むために、地域内の保育所(園)・幼稚園・こども園の連携だけでなく、家庭とともに学校・地域行政などが参画していける連携・協働の体制づくりをすすめましょう。

### Ⅲ-3. 人権確立をめざす「教育の創造」

#### (1) 子どもたちの立場に立った「人権についての教育」を

『人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育である。』（文科省「人権教育の指導方法などのあり方について〈第3次とりまとめ〉」より）とされています。これは、私たちが人権教育のめあてとしてきた「人権に関する基本的知識の学習とともに、差別を見抜き、許さず、自ら差別を解消していこうとする意欲と実践力を培うこと。」とも合致します。

その意欲と実践力の土台となるものが「豊かな感性」や「自己表現力」です。乳幼児期では、絵本の読み聞かせ、集団遊び、異年齢の子どもとの交流、地域の人々との連携と協力による共同子育てなどを通して、うれしい時に「うれしい」、かなしい時に「かなしい」と言える、他者の思いに気づける感性を培うことを願っており、その取り組みを学校教育につなげていきたいと思えます。

学習内容や指導方法は、子どもや学校の実態に応じて、各学年・学級の創意・工夫にゆだねられています。例えば、子どもたちが地域のフィールドワークで学んだことをもとに、差別をなくすまちづくりの歴史を紙芝居や劇化で表現したり、部落に関わる太鼓づくりの創作活動に発展したりする取り組みが各地ですめられてきました。差別と闘ってきた人の思い、生きざまに触れることは、子どもたちの今後の生き方に大きく影響していきます。あらゆる差別や偏見など、不合理なものに疑問を持ち、それを変革する生き方を見出していくことにつながります。さらに、互いの存在を認め合い、「命を大切にする」生き方を創造することにもつながります。

#### (2) 部落の子どもをはじめ、被差別状況の子どもたちを中心に据えた教育内容

自校の差別事象をきっかけにして（部落）差別と闘うための行動について考える人権集会を企画した取り組みが報告されました。自分の差別体験を話したり、差別と闘う決意表明を考え発言したりする生徒も多くいました。

「自分のまわりに言いたくない・言いにくいことがある。過去にカミングアウトした際には失敗した。今は隠している。今回の集会で本当はみんなにも知ってほしいと感じたし、言うのはとても怖いとも感じた。でも、私みたいな人もいてことをみんなにも感じてほしい。」という内容の感想を書いた生徒がいた。他にも、「自分が親世代になった時に胸を張って部落差別のことを子どもに伝えられるようになりたい。」や「今後の学習でもっと知識をつけたい。」など前向きに取り組もうとする感想が大半であった。反面、「やっぱり、人権学習があるから差別がなくなる。」や「被差別部落出身の人たちが隠すこと(周りが知らなければ)で差別がなくなる。」という感想も多数あった。これらの感想を各自で読んだ後に再度振り返りを行った。そこで多かった意見は「知らなければなくなると感じていることが悲しい。自分はちゃんと知りたい。」や「知ることのリスクを知った上で行動できる人になりたい。」などの感想もあり頼もしく感じた。教職員では「ここがスタート、今後の日々に繋げていきましょう」と確認した。

≪第45回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より≫

これらの実践は、子どもたちにとって身近で「知りたい・学びたい」と思える学習内容であり、「子どもたちがくらしの中で抱える不合理と重ねて考えることのできる学習であるか」「差別の解消に自分は何ができて、どうすればよいか」という視点からの学習方法の工夫がなされています。

部落問題をはじめとするさまざまな人権問題が、身近な問題であると認識することで、子どもも教職員も自分の生き方と関連づけて学習するようになります。とりわけ、子どもたちは人権問題に対するおとなたちの向き合い方を通してその問題を認識します。だからこそ、私たちおとなや教職員が差別の問題を自分の問題とどう重ねているのか、どう向き合ってきたのかを明らかにし、子どもたちとともに学ぶことを大切にしなければなりません。

子どもとともに学ぶ部落問題学習の実践を通して、教職員自身も自分を問い直した報告もありました。

様々な部落差別に関する資料と対話をしていくと、私自身の差別性に気づかされることが多くあった。部落問題学習を通して、私自身が学んできた教材を、児童とともに考える実践を行ってきた。部落差別を教えるのではなく、その教材を通して私自身が学んだこと、これからみんなと様々な課題を乗り越えていきたいという思いを児童に伝えたかった。しかし、こういう私の思いは伝えきれ

ておらず、子どもたちが自分を見つめ直し、自分と重ねる学びにつなげるには程遠いと思うが、今後も部落問題学習を通して、私自身の思い、私自身が気づかされたことなど伝えていきたい。

《第 46 回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より》

5

### (3) 子どもの生活課題、なかまづくりの課題と結合した部落問題学習

部落問題については「部落差別解消推進法」が施行され、第 1 条では「現在もなお部落差別が存在する」ことを国が認め、その第 5 条では「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うよう努める」と明記しています。部落問題学習は部落差別の解消に向けての学習を重ねながら自分がどう生きるかを問い、あらゆる差別を許さない社会をつくっていかうとする生き方を学んでいく学習です。部落問題のみならずあらゆる差別や偏見などの不合理なものに疑問をもち、それを変革していかうとする人としての生き方を問う学習として取り組んでいく必要があります。

10

15

人権劇や部落問題学習に取り組むなかで、自分の学級を見つめなおすということを伝えた報告もあります。

「お互い仲良くしよとは言わないけど、お互いの気持ちを伝え合いよ。松本さんの劇でも学んだけど、相手に自分の気持ちを言わない、言わずにあきらめるのは「差別に負ける」ということ。自分の思いを伝えて、相手の思いを受け止めるのが「差別と闘う」と言うこと」を伝えると、5 年生と 6 年生は自分たちで話し合い、お互いに「卒業式で心の底から泣きたいよね」と言い合う姿が見られるようになった。このような子どもたちの姿から、自分たちの学級・学校の課題を自分事としてとらえるために、被差別地区の方の思いを「知り」「考え」「表現する」部落問題学習が必要だったんだと改めて感じた。これが「部落問題学習をすることで自分や学級を見直した姿」なんだということが分かった。

《第 45 回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より》

また、子どもたちの姿から学校、学級のありようを問い直した報告もあります。

子どもを一つの型に押し込めようとするのではなく「そろわないことを前提とした教育」を心がけることが、この多様化した社会の中の、多様な価値観の中で生きる子どもたち一人ひとりの人権を大切にすることにつながるのだと私は思う。

作文より…(略)ぼくは心が落ち着かなくて授業中に大きな声を出したり、悪い言葉を使ったりしていた。でもそんなときでもこの 6 年 1 組の仲間はぼくを優しく見守ってくれた。みんなの姿を見て、だんだんとぼくも変わろうと思うようになった。(略) 6 年 1 組は本当に自分にとって居心地の良い場所だった。家では親が一生懸命僕を応援してくれて、母は何度も連絡帳に「がんばれ」と書いてくれた。そしていろんな先生がぼくの勉強を見て応援してくれた。だからぼくは、この学校に来て変わったと思う。みんな本当にありがとう。中学校でもよろしくな。

《第 47 回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より》

20

不合理なことを押し付けている社会の仕組みを、子どもたちの姿から問い直すことが必要です。自分や友だちのことを見つめ直し、悩みやきつさを出し合い、思いを重ね合う営みは、子どもたちがつながりために大切なことです。そして、子どもたちが自分を大切にすることはどういうことなのか、ともに生きるとはどうすることかを実践を通して考えていくことは、子ども一人ひとりの自尊感情を育むことにもつながります。

### (4) 地域と結合した教育内容…授業に臨む教職員の感性や認識力

人権問題に悩み、もがく生徒に対して、教職員の感性と関わり方が問われることがあります。壁にぶつかった際に、一人で悩むより、話し合い、相談することで解決策が見つかることもあります。なかまとしてつながることで解決に向けて取り組む意欲も高まります。教職員もひとりの人間としてそのなかまになれるようになりたいものです。人権学習で学級の人権課題を扱う場合にも、子どもたちや保護者の思いをしっかりと聞いたり、関係者の意見を聞いたりしておくことが重要となります。そのことから、授業に臨む教職員のねらいや伝えたい思いが生まれ、教材観や

25

展望が開けてきます。部落差別解消を自らの課題として取り組む生き方をしている様々な背景をもつ人との交流の中で、フィールドワークなどの体験をもとに思いや考えを語り合い、その姿から互いの生き方を尊重していけるような場の大切さを伝えた報告です。

5  
そして最後に、「差別解消に向けて自分に何ができるのだろうか」を考えていった。「私はこれから差別解消に向けて差別や人権についての知識や理解を増やしていきたい。差別が続く原因の中にも、無関心の人が多いことや理解が少ないことという意見が出てきました。また知るだけでなく、自分から学んだことを知らない人に伝えていきたい。差別には『知らなかった』という言い訳は通用しません。正しい知識を学び深めていくことが自分にできることだと思いました。」など自分の考えや思いを積極的に発言する姿があった。《第47回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より》

10  
15  
部落問題学習は、部落問題だけでなく、子どもたちが具体的な人権問題の学習を通して人権感覚や人権意識を高め、自分の身の回りで起こっている様々な人権問題を解決していこうとする学習です。その学びが部落問題をはじめとする、様々な人権問題を解決する実践力となっていくことをめざすものです。子どもたちが自分自身や生活と向き合う活動を保障し、教職員自身も子どもたちとともに学び合い、親や地域とつながりながら子どもたちとともに成長していく取り組みをしていきましょう。

20  
近年、世代間の部落問題に対する認識に差があることが顕著となるとともに、約2割の県民が「部落差別はもうない」と大分県人権意識調査2023の中で答えています。差別の現実が厳しいほど被差別の当事者が声を上げることはなくなり、見えなくなりますが、それは差別がないということではないということを確認しておかなければなりません。世代間の学びの継承にも取り組む必要があります。

#### (5) どのように理解しているかの把握を

25  
30  
授業内容については、正しく伝えきれているのかを検証する必要があります。そのためにも、子どもたちの人権意識調査や思いを綴った感想文などが有効です。そして、その思いを共有することが大切です。学習内容や学びの温度差をなくすことをめあてに、進学後にこれまでの既習事項を問う調査を行い、その後のカリキュラムや授業づくりに生かしていきます。教室の中にはさまざまな課題を抱え、被差別の状況にある子どもたちが自分のことを語れずにいます。これらの子どもたちにこそ、差別や困難を乗り越えて生きてきた人のたくましさや元気が出る、勇気が湧くような取り組みにしていきたいものです。子どもたちの実態から「どんな力をつけたいのか」「なにをねらいとして取り組むのか」「何を学ばせたいのか」を常に問いながら、学級・学校・地域の実態に応じて実践していきましょう。

#### ＜ 重点課題 ＞

- 35  
40  
45
- ① さまざまな教科・領域などにおいて、子どもたちの現状や課題に学びながら、身近なテーマを設定した取り組みを、人権尊重の視点から展開していきましょう。
  - ② 教職員の部落問題に対する世代間相互の認識を高め合える研修に取り組みましょう。
  - ③ 部落差別をはじめとする、あらゆる差別や不合理と闘って生きていく意欲と態度を培っていきけるような部落問題学習を創造し、取り組みをすすめましょう。
  - ④ 子ども、女性、「障害」児・者、在日外国人、アイヌ民族、高齢者、ハンセン病回復者、セクシュアルマイノリティ（性的少数者：LGBTs<sup>3</sup>・SOGI<sup>4</sup>）、HIV陽性者、拉致等の犯罪被害者などに対する人権侵害や差別の実態を認識し、共生社会の実現に向けての教育をつくっていきましょう。

<sup>3</sup> L=Lesbian 女性同性愛者、G=Gay 男性同性愛者、B=Bisexual 両性愛者、T=Transgender 体と心の性が一致しない人の他にもQ=Questioning（性的指向・性自認を決められない、決めたくない人）やA=Asexual（他者に対する性的関心がない）など多様な性のあり方が明らかにされている。したがって複数形のsをつけてLGBTsと記述する。

<sup>4</sup> 「性的指向と性自認」の略。性的指向と性自認の多様性のなかのどこかに自分もあるのだ、という視点の表現。

### Ⅲ-4. 人権尊重社会確立の主体者を育てる「自主活動」

#### (1) 社会的立場の自覚と子どもの要求から始まる「自主活動」

「自主活動」は、差別からの解放をめざし、子どもたちの自立をうながすことで、子どもたち自身が自分のおかれている社会的立場を自覚し、反差別の集団を築くことを大切にしてきました。

5 「自主活動」の根本には、「権利の主体者である子どもの要求」があり、そこから出発すること、要求を掘り起こし組織する（カタチづくる）ことから、取り組みをすすめていかなければなりません。そのため、子どもたちが自分を見つめ、思いを語り、それを互いに受け止め、なかまとしてつながっていくための機会や場をどう保障するかが大切にされてきました。

大野中では1992年と1995年に悲しい差別文書事件が起きました。はじめのうちは、学校も地域の人々も、差別文書を書いた人への怒りの感情とその犯人を許さないということから、犯人を探して謝らせようと考えていました。何回も学級会や全校集会を持つなど、学校全体が悲しみと怒りにつつまれていました。（中略）しかし、「怒り」を乗り越えて、「ちょっと待てよ」と考えるようになったそうです。今まで犯人を責めることばかりに目を向けていたけど、自分たちの内側にも目を向け始めました。「自分たちの周りを見渡したとき、自分たちは手をつないでいないのではないか。差別文書を入れた人が、寂しい思い、つらい思いをしているのではないか。自分たちの輪に入れていないんじゃないのか。」という考えに変わっていきました。それは当時の解放子ども会が、「水平社宣言」を書いた西光万吉さんに関わる学習の中で、学び取った考え方ということです。「水平社宣言」が大切にしていることは、一人ひとりを「尊敬する」という考え方です。その人のすべてを受け入れる、認めるということです。差別される人を救うというだけでなく、差別している人を救う、という思いも込められています。誰かを差別する人は、心の中に、さみしさや苦しきがあるのだから差別をする。その差別から解放していくという考え方です。

そのような考え方から、なかまづくりをすすめていく取り組みがはじまりました。「あなたも何か…」は、その時、このような思いで生み出された文章でした。「差別文書を書いた人が、僕たちの輪の中に一日も早く入れるように、君の居場所を開けています。全校生徒は一つになり、歩いて行ける日を望んでいます。」全校生徒が一丸となって取り組んだ結果、書いた人の心を動かし、その人の心を変えることができたのでした。

それから始まった人権集会・あいさつ運動・生徒会活動「なかまづくり」を、大野中は大切にしてきました。今でも大野中では「なかまづくり」が大切にされています。

今、だれもが、嫌なことがあったり、きついことや辛いことがあったり、悩んだりします。そんなとき学校に、声をかけてくれる、支えてくれる、笑顔になれるなかまがいれば…大野中の先輩たちが大切にし、つないできた「あなたも何か…」の精神やなかまづくりの取り組みを、私たちも大切にし、さらによいものにしていけるように、これからもみんなで考えていきたいです。

《部落解放中学生友の会のレポート報告より》

10 国連による「子どもの権利条約」では、第12条で子どもの「意見表明権」を保障しています。子ども自身に関わることに對し、本人の意見を聞かず、おとなが勝手に決めてしまったり、良かれと思い勝手に子どもの将来を方向付けてしまったりすることは、子どもを権利の主体者として見ておらず、子どもの人権を軽視していると言わざるを得ません。「意見表明権」は、子どもが一人の人間として大切にされるために欠かすことのできない人権の1つです。

15 私たちは次のような意思を持って、子どもたちの活動を支えていく必要があります。

1. 自主活動を通して、自尊感情を育みながら互いを認め合い、人とつながる力が身につく。
2. 「子どもの権利条約」の理念に則り、「集会・結社の自由」や「意見表明権」という権利を知り、行使することができる。
3. 子どもたちは、自主活動を通して身につけた「自尊心」「つながる力」「権利意識」を持って、人権尊重社会確立の主体者になる。

#### (2) 反差別の主体形成をめざすなかまづくり

反差別の主体形成をめざす自主活動は、「部落の子」「外国にルーツをもつ子」「『障害』のある子」「荒れている子」「いじめられている子」「厳しいくらしのなかに置かれている子」等を中心に

据え、「なかまづくり」の取り組みとしてすすめられてきました。そうした取り組みの中で「しん  
どい子・課題のある子」が周囲のなかまとの関わりを通して、自らを見つめ直し集団の中に居場  
所を見つけていきました。また周りの子どもたちは、互いに深く関わることを通して、その子ど  
もや自分自身の生活の背景にある社会のあり方に関心を持ち、人間としての生き方や社会にある  
不合理なことを変えていく力を獲得してきました。

解放子ども会などの自主的な活動が年々少なくなり、差別が見えにくくなっている現実があり  
ます。「見えないからない」のではなく、見ようと意識することや「できること」から始めていく  
ことが大切です。また「自主活動」を被差別者の学びの場だけでなく、私たち全員の学びの場と  
して、広く人権課題について考え取り組むような児童会・生徒会活動等といった、今の時代に合  
わせた形に継承・発展させていくことが求められています。

### (3) 周りのおとなや教職員の立ち位置

このような自主活動を組織し、支援していく周りのおとなや教職員は、子どものことを知りた  
いという情熱を持ち、子どもを権利の主体として正面から向き合うことや、子どもたちがさまざ  
まな形で表現するかすかなサインをも見逃さないこと、子どもの背景を丁寧に知ること等、自身  
の感性や力量・器量が問われてきます。周りのおとなや教職員の中にこうした感性や力量・器量  
を培っていくために、「差別の現実から深く学ぶ」出会いや内容のある研修を作っていくことが  
大切になってきます。

その中で大切にしたいことは、決して子どもに任せきりにするのではなく、周りのおとなや教  
職員自身が差別の現実を自分自身の問題としてとらえているか、またその解決に向けて子どもと  
同じ方向を向いて悩み、考え、向き合っているか、という私たちの「立ち位置」を明らかにする  
ことです。周りのおとなや教職員自らが自分の中にある差別性に気づき、それを語り、さらけだ  
すことで、子どもたちは「この人は、自分事として考えてくれている」「この人なら、わたしのこ  
とをわかってくれる。自分のことを語っていいんだ。」という思いを実感し、自らのことを語り始  
めます。

「私はこれまで学習会やフィールドワーク、全高にも参加させてもらい、人権のことについて多  
くのことを学んできました。だから、お母さんは、もう私には『準備ができた』と思ったそう  
です。それに来年は受験を控えていて、また別のことで悩まないといけないし、今だったらフォロ  
ーしてくれる先生たちもいる。だから、県奨の前に伝えてくれたんです。(中略)」私もAさんに  
本当のことを伝える時がきた。「実は、私は、あなたが入学してきた時から知ってたんだよ。今  
まで話せなくてごめん。そして、卒業するまでにあなたと、このことを話せる日が来ることをず  
っと望んでいたんだよ。でも正直に言うと、県奨の時、あなたの発言を聞いてホッとした自分が  
いたんだよ。1つには、もちろんあなた自身の『部落』のことについてやっと話せると思ったこ  
と。もう1つは、そのことを自分から切り出さずに済んだことからの解放感。これは私の差別性  
だね。その代わりに、お母さんにその役目を一手に任せてしまった。お母さんがどんな思いと決  
意であなたに伝えたか。それを考えると本当に苦しい。」Aさんは涙を流しながら首を横に振っ  
た。「学校の中に、このことについて話せる先生がいることが本当に幸せだと思っているんで  
す。(中略)今の私には仲のいい友だちに打ち明けられると信じていました。でも、いざとなっ  
たら、語れなかったんです。私は『部落』を差別していたんです。(中略)」私は胸が締め付けら  
れる思いがした。「いや、それは違う。語れないのはそこに差別があるからだよ。その差別を解  
消するのは差別をする側の責任なんだよ。」

※県奨…部落解放大分県高校生・中学生集会  
«第75回全国人権・同和教育研究大会の大分県報告より»

「差別との関わりの中でどう生きるのか」という課題に対し、保護者や地域、そして教職員の  
願いをこめて、子どもたちの確かな自立を求め、子どもたちがお互いのくらしをしっかりと見つ  
め、くらしの事実を学び合い、「なかまづくり」を通して反差別の主体形成を追求する取組が自主  
活動です。子どもたちが自分自身を「見つめ、綴り、語る取組」を人権教育の柱として据え、教  
職員自身も自分を語りながら、さまざまな立場の人と連携し、「反差別のなかま」としてのつなが

りを構築していきましょう。

### ＜ 重点課題 ＞

- ① 「子どもの権利条約」の理念をふまえ、子どもたちの要求を受けとめる地域、教職員集団の形成をめざしましょう。
- ② 子どもたちの願いや要求を実現するための児童会（生徒会）活動、子ども会活動などの諸活動を通して、子どもたちが自主的に活動し、「人権確立の主体者」として力量を高める場を保障しましょう。
- ③ 子どもの自主活動を保障するために、乳幼児期・小・中・高、関係機関・関係団体、家庭や地域などが支援者として、子どもたち一人ひとりの課題を共有し、きちんとつなぎ、連携・協働して取り組みをすすめていきましょう。

## Ⅲ-5. 子どもたちの未来を確かなものにする「進路・学力保障」

### (1) 子どもたちの未来を確かなものにする進路・学力保障

「進路保障」は子どもたちが差別を許さず差別に負けない力、未来を切り拓いていく力を保障する取り組みです。就学や就職、進学における差別をなくし、その機会を保障する条件整備を進めていくことも大切な取り組みです。

「進路保障」の取り組みをすすめるためには、子どもたちの進路を見通して、必要な力が何かを見極めることが必要です。子どもたちが、なりたい自分になるために、親や地域の人びとをはじめ、多くの人びとの生き方や労働と出会い、学ぶ実践を創ることや、差別を乗り越えるために、なかまと語り合い、ともに考え、支え合う集団づくりをすすめることが大切です。そのためにも、子どもたちのつばやきを大切に扱うことが求められます。

今、「こころ」や「からだ」の危機を訴える子どもたちや、家居や高等学校中退等、進路に展望を見い出せなくなっている子どもたちがいます。その自己実現を阻害するさまざまな現実を明らかにするために、子ども一人ひとりの生活実態や思いを丁寧に把握し、本来持っている生きる力を引き出し、育むことが大切です。子どもたちだけが頑張るのではなく、私たちも自分のこととして、子どもたちとともに「差別を許さない生き方」「差別をなくす生き方」を考え、ともに乗り越えていくことを大切に実践が求められます。

先達は子どもの生活の現実や生育の過程を見つめ、「学力とは何か」と問い直しながら教育内容を創造してきました。その中から、社会的立場の自覚を促し、自らの社会関係を明らかにし、差別に立ち向かって部落問題の解決に取り組む「生きる力」を培おうとしてきました。こうした歩みを経て、私たちは「生きる力」としての学力を、差別を見抜き許さない確かな認識や豊かな感性、主体的に学びの活動を通して身につけた教科の学習理解力を合わせたものとしてとらえてきたのです。

つまずきを示す子ども、学習に関心が持てない状況におかれている子どもの現実を、くらしの中で捉えていくことが大切です。その上で、なかまづくりを基盤にした授業づくりに力を注ぎながら、その中で高まった学習意欲をもとに、基礎学力を確かなものにする実践も求められます。それらの実践は、子どもたちが将来に具体的な展望を持ち、学ぶことの意義を実感することにつながります。また、地域や家庭に情報公開をすすめ、カリキュラムや評価のあり方等についても丁寧に説明し、信頼される学校づくりをさらにすすめていく必要があります。

学びにつながる生活経験が少ないことが、「わからない」ことにつながり、子どもたちが学習に向き合えない状況を生み出します。学習がわからないことで、ついつい感情的になってしまったり、学校から遠ざかってしまったりする子どももいます。くらしを丁寧に確かみ、つまずきの根っこがどこにあるのかを知ることが、学習習慣・生活習慣の育成への第一歩となります。家庭や地域、学校・園・所が一体となって、子どもたちが生きていく力を育む取り組みが求められます。10年、20年先の将来を見据えること、子どもたちがどのような関わりの中で生きてきたのかを遡って見つめ直すこと、双方向から子どもたちの進路と学力についてとらえ、子どもに関わることが大切です。

現代社会では、経済的格差の拡大や競争主義・成果主義という価値観が広がっています。社会状況の変化、法律・条例の制定や改定に伴う新たな課題もあります。そのため、進路保障を阻害している原因を突きとめ、それを克服する具体的実践の展開が強く求められています。これは高

等学校のみならず、乳幼児期・小・中段階でも必要です。

ヒューライツフォーラムでは、進路・学力保障の基盤となる「つながり」や「居場所」「なかまづくり」の取り組みについて多く報告されています。しかし、多くの現場が効率化・多忙化の状況下であり、子どもたちの願いや思いを全員からゆっくりと聞きとることができないことも事実です。

県人教全体ですすめる進路調査は、子どもたちの願いや思いを聞きとるための手段となる事業です。単なる人数調査に終わらずに、更に深く尋ね、教職員間で共有しながら、一人ひとりの願いや思いを各地区研究会などを通してつないでいくことが大切です。

また、子育ては学校と家庭の責任という時代ではなくなりました。学校ができること、そして家庭が自己責任で努力できることには限りがあることも事実です。「どんな学校にすすみたいか」や「どんな職業に就きたいか」ということを出し合う場の保障ではなく、「どんな人になりたいか」「どんなことができるようになりたいか」をゆっくり話し合える場を、学校教育と社会教育を連携して創造していくことが大切です。

## (2) 不登校について

文科省による 2024 年度調査結果では、大分県の小中学校の不登校児童生徒数（年間 30 日以上欠席）は 3,075 人（2,023 年度 3,158 人、2022 年度 2,703 人、2021 年度 2,415 人、2020 年度 1,992 人、2019 年度 1,843 人）、高校では 690 人（2023 年度 701 人、2022 年度 582 人、2021 年度 842 人、2020 年度 607 人、2019 年度 618 人）となりました。近年、増加の傾向が続いており、高止まりの状況です。

私は A さんが行き渋る原因は何なのか、把握しなければ欠席が長期化すると不安を持った。そこで両親との連絡をより密に取り、困りの把握に力を注いだ。また、放課後や退勤後など毎週家庭訪問を行い、家庭での様子を確認するように努めた。家庭訪問の際に A さんから直接理由を聞くことはできなかったが、母親曰く「勉強がわからないから行きたくない。」と A さんがいっているとのことだった。確かに授業中には、うつ伏せで眠そうにしている様子も目にした。夜更かしをして眠いのだと思っていた。声掛けをすると課題に真面目に向き合い内容も理解できていた。担任としては、授業内容云々ではなく、学習意欲が低い児童と捉えただけで、その背景まで考えがいたってなかった。

（中略）担任として気落ちすることもあった。そのような中、助けになったのが定期的に開催したケース会議である。A さん家族の近況などを共有するとともに今後の方針を話し合った。会議には、SSW や SC など様々な関係機関にも参加してもらい、対応策を出しあった。

《第 47 回大分県人権教育研究大会の報告より》

進路を切り拓いていく取り組みは、子どもや保護者に寄り添い、悩みや思いを受け止めることから始まります。保護者・教職員・スクールカウンセラー（以下 SC）・スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）・関係機関とともに様々な視点を共有しながら連携をすすめる必要があります。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（2016 年）では、民間のフリースクールや公立の教育支援センター等、学校以外の教育機会を確保する施策を国と自治体の責務と定めています。しかし、不登校への効果的な対策は見い出せていません。2023 年 3 月文科省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を策定したことを通知し、不登校対策を行うよう通知を出しました。その中で、“学校風土の「見える化」” が提唱されており、「児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気을把握し、関係者が共通認識をもって取り組むことにより、安心して学べる学校づくりを進めることが期待される」と述べています。不登校は、子どもや保護者の自己責任によるものではありません。学校は、子どもの不登校を学校のありようや社会のありようへの訴えととらえ、子どもたちの声をしっかり受け止め議論をすすめましょう。

## (3) 義務教育出口の課題

2025 年 3 月に中学校を卒業した子どもたちの中で、高等学校等に進学しなかった子どもたちは 79 人で前年度 107 人からは減少しました（2024 年 107 人、2023 年 66 人）。

その後の10月の追跡調査では、卒業6か月後の実態がわかりました。高等学校等に進学しなかった子どもたちの約47%（79人中39人）が「家居（家事手伝いや未定）」でした。「家居」が長期的にひきこもりにつながりかねない不安定な状況にあることに変わりはありません。また、進学したり就職したりした子どもたちが12人（15.2%）いました。このことは、在籍していた中学校や地域の行政機関の支援が中学校卒業後も確かに続いていることを表しています。しかし、前年度15%、前々年度45%であることを考えると大きな課題と言えます。さらに、「不明」の状態の子どもたちが17人でした。前年度の24人から減少しているものの、学校がつながり続けることが困難であることが明らかとなっています。中学校が本人や家庭へ連絡するもののもどうしてもつながらなかった、もしくは何かの事情で中学校から連絡できなかったことが考えられます。

進学を希望しながらも進学できなかった子どもたちの生活背景は、その子たちに関わることで初めて見えてきます。その背景にどのような実態があり、私たちの取り組みに何が足りなかったのかを明らかにしていかなければいけません。

卒業後について気になる子どもには、在学中からさまざまな相談機関（地域若者サポートステーション、青少年自立支援センター、児童家庭支援センター等）とのつながりをつくり、連携して就労支援・進学支援をすすめていく必要があります。在籍していた中学校や地域の行政機関の支援体制が、個人の力によるものではなく、どの町でもどの学校でも同じになるように、子どもたちの進路を保障していく支援体制の構築が必要です。

○本当は退学せずに通信制高校などに転学したかったが、体調面や親との関係により今は厳しいが、将来的に高校は卒業したい。

○学校や教員への不信感が強く、生徒の精神的な状況に応じた支援を家庭と連携して行くことが難しかった。

○生徒・保護者から要望を聴いて、学年主任を中心に実現に向けて協議と管理職との連携ができた。

○親のサポート体制が整って、生徒が安定した。

○校内に適応指導クラスがあり、入学時からスタートする生徒と不登校傾向で進級が厳しくなった生徒は、適応クラスで自分のペースに合わせた学校生活を送っている。

≪『子どもたちに確かな未来を2025』より≫

#### (4) 就学支援・奨学金制

生活保護世帯の子どもたちの進路に関する厚生労働省の2016年～2024年の調査によると、高等学校等進学率は93%前後を推移していますが、2024年の全世帯98.9%に比べて6.4ポイント（生活保護世帯92.5%、大分県全世帯98.6%）低くなっています。大学等進学率については33%から40%台に増加しているものの、2024年の全世帯76.4%（大分県74.1%）に比べて35.8ポイント（生活保護世帯:40.6%）も低い状況です。大分県は39.7%です。

2024年度の高等学校中退率は4.0%（全世帯1.5%、大分県全世帯0.2%）、中学卒業後の就職率は1.2%（全世帯:0.2%）、高校卒業後の就職率は39.9%（全世帯:15.0%）といずれも全世帯を上回っています。このように経済格差が将来への展望を持ちにくくし、進路の選択肢をせばめることになりかねません。

また、義務教育における就学保障※について、就学援助の対象となる児童生徒数は12年連続で減少しています。（2022年度125万7303人[13.90%]、2023年度121万8340人[13.66%] 就学援助実施状況等調査結果 文科省 2024）市町村からの回答によると、減少した主な要因は、児童生徒数全体の減少、経済状況の変化となっています。所得格差に加え、物価高騰や災害による経済状況悪化を受けて、就学援助の対象児童生徒の増加が見込まれます。

※就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励を目的として市町村ごとに行われている小・中学生対象の「就学援助制度」（学校教育法第19条及び、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律を根拠に、各市町村が行っている施策）

子どもの就学・修学を経済的に支援するための制度には、高校生等奨学給付金制度、高等学校等就学支援金制度及び高校生等臨時支援金、大分県奨学会奨学金制度、市町村、法人等の奨学金制度などがあります。

高等学校等就学支援金制度について、国は少子化対策・子育て支援策の一環として 2026 年度から、年収に関わらず、国公立私立高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に支給することを決定しました。このことは、次のレポートに登場する A くんにとってどのようなものだったでしょうか。

「僕は中学校に入ったら野球部には入りません。美術部に入ります。だって野球部はお金がかかるからもう野球はできなくなります。もう、みんなと一緒に野球はしません。」と A くんは泣きながらスポーツ少年団の卒団式のときに打ち明けたそうです。中学校入学前、小学校の先生方との情報交換会で聞いた話でした。A くんが入学して、最初の家庭訪問で、これからの中学生活のこと、3 年後の高校進学のことを話しました。また、A くんが本当は野球部に入りたいことなどを知りました。「就学支援制度」のことを話し、申し込みをすることで経済的にも余裕が生まれ、A くんは 3 年間野球部を続けることができました。その後「高等学校等就学費」※を利用し、調理科へ進学し、現在は京都市内のホテルで調理師としてはたらいている。

※『子どもたちに確かな未来を 2018』より

5 ※高等学校等就学費は、生活保護法における生業扶助の一つであり、高校等への就学に必要な費用（学用品費・教材費・通学費など）を支給する制度。

子どもを取り巻く経済状況は容易に変えられるものではなく、入学（入学料、制服、体操服、教科書等で 1 1 万～3 5 万円）後もさまざまな費用の負担が生じます。2024 年度末の県人教調査によると、大分県の高校在学中にかかる費用は、高等学校等就学支援金に当たる授業料を除いたとしても平均 3 3 万円になることが分かっています。それに部活動の費用も加えた場合どれほどになるのでしょうか。A くんが希望をもって高校生活を送るには、高等学校等就学支援金のみでは不十分でした。A くんに関わった小中高の先生方はくらしの現実と何とかしたいという思いをつなぎ、活用できる制度を探して支え続け、進路を切り拓くことができたのです。

10 大分県奨学会の高等学校等奨学金（予約生）の採用者数について、2025 年度は（2 0 6）人（2 0 2 4 年度 1 9 6 人、2023 年度 2 3 5 人）、入学支度金制度を利用した生徒は（1 4 9）人（2 0 2 4 年度 1 3 7 人、2023 年度 1 7 6 人）と、少し増加しました。1 人の生徒が借りる金額は逆に増加してきています。

15 奨学金を必要とする家庭の声として、「ひとり親家庭で、転職したばかりで収入が安定していない」「生活保護家庭で進学資金を捻出できない」などの経済状況の厳しさが伝わってきます。その中で子どもたちは生活し、進路を切り拓こうとしているのです。報告の中には、「評定の平均は低いが、経済的な条件から学校長の判断で予約した」との声もあり、家庭や生徒の気持ちを叶えたいという学校側の強い意志も伝わってきました。

20 また、奨学金を必要としながらも応募することのできなかつた、もしくは応募しなかつたという課題もありました。「学力が厳しいことに加え、返済に不安を感じていた」「返済しなくてもいい奨学金を選ぶことにした」「書類を揃えていく時間と余裕がたりなかつた」などの報告がありました。これまでも、書類の準備と手続きの煩雑さ、借金を子どもに背負わせることへのためらい、連帯保証人が用意できないこと、年度途中まで働いていたため書類上は職がある状態となってしまうことなど、さまざまな課題を指摘する声が多く聞かれていました。各地区研究会から「就学支援制度に対して望むこと」として、貸与型の返済への不安を前提に、給付・免除型の制度の充実を求める声も多くあります。

25 以上のように、要望をとらえ、制度上の問題点を指摘する声から今ある奨学金制度の課題を明らかにし、関係する組織・機関と連携して必要とする子どもが利用しやすい制度に変えていくことが求められています。

30 制度を活用するためには、家庭や生徒への就学支援に関する情報提供は極めて重要です。県人教では、就学支援のためのパンフレット「知っていますか？就学支援のための制度」を小 6・中 2・中 3 の家庭に配布しています。中学校から、「生徒には中 3 の学活などの授業で、保護者には中 3、中 2 の進路説明会や P T A の活動で配布と説明をきちんとしている」という報告がありました。高校入学時にかかる費用や就学支援の制度を早い時期から知ってもらうことで、将来への見通しを持つことができるよう小中学校における効果的な活用をすすめていきましょう。

40 その一方で、経済的に厳しい家庭の中には、制度を知っていたとしても申請・受給ができていないケースも報告されています。高等学校等就学支援金の支給を受けるには、課税証明書等と申

請書を学校へ提出しなければいけません。**就学援助**支給の対象でありながら申請しなかった家庭からは、「返還しないといけないので申請しなかった（**高等学校等奨学金**と誤解）」や「支給の対象ではないので申請しなかった（**高校生等奨学給付金**と誤解）」などの理由があげられ、正しく情報が伝わっていなかったことがわかります。高等学校等就学支援金に対する誤解や不安をなくすために、高校では「合格者説明会のときに高等学校等就学支援金説明コーナーや相談コーナーを設ける」「一旦全世帯から申請書を回収する」などの取り組みが行われています。

難しさを把握し、Aくんのような、真に支援が必要な家庭に積極的に就学支援についての正しい情報を伝え、経済的理由で進学等をあきらめる生徒を出さないようしなければなりません。

## (5) 定員内不合格について

文部科学省は、2021年度から各都道府県に「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」を実施してきました。それによると、大分県の2025年入試定員内不合格者数（「高等学校入学者選抜における定員内不合格となった者の数（延べ数）」）は延べ43名（2022年24名、2023年度25名、2024年度45名）となっています。そのうち17名は「全日制、定時制、通信制それぞれに関する『最終の日程において実施される選抜』で定員内不合格となった者」（延べ数、2022・2023年は表記がない）です。「Ⅱ. 選抜方法 2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等(2)定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等」では、大分県は一次入試の問題配布の際、各高等学校長へ「定員内不合格を出すことは、大きな反響も予想されるので、その判断は極めて慎重に行う」よう伝えていきます。また、不登校経験のある生徒に対する配慮について、大分県は、「ア 調査書等に生徒の状況や学校以外の場（家庭を含む）における学習状況等を反映するように求めている（反映できることとしている）」とされています。

この定員内不合格がどのような理由で行われたのか公表されていないのでわかりません。県人教では、定員内不合格者実態調査を実施しており、調査では「学習や生活に普段から丁寧に取り組んでいる様子であった。2次試験の面接、小論文のみの試験は曖昧な判定になっていないかと疑問が残る。1次試験の点数を参考にしたり、学力試験を実施すれば、定員内不合格でも、納得がいくものになるのではない」など、中学校から報告が届いています。

国は1984年の「公立高等学校の入学者選抜について」（初等中等教育局長通知）において、高校入試において「一律に高等学校教育を受けるに足る能力・適性を有することを前提とする考え方を採らないこと」を通知し、「適格者主義」に陥ることがないように明示しています。

同和教育の成果をふまえた人権教育は、部落出身の子どもに限らず、社会にはさまざまな状況に置かれた子どもや保護者がいるという前提に立ち、その思いや願いを受け止めるところから取り組みを創ってきました。その一つとして、子どもたちの成長の足どりを、特に「気になる」子どもについて、それまで関わってきた保育士や教諭が乳幼児期から小・中・高へとつないでいく進路保障の取り組みを創ってきました。また、高校入試に際しては、義務制の各地研究会から地域の高等学校に「高校入試における公正選考のお願い」の取り組みが行われ、その中で定員内不合格を出さないよう取り組みできました。

しかし、私たちは今、定員内不合格という現実を前に、子どもや保護者の思いさえつかめずにあります。高校入試は義務教育を終えた中学生にとって人生で初めての試練かもしれません。その試練の先に、すべての子どもたちにとって生きる展望を持つことができる、そんな入試となるよう取り組みをすすめていきたいと思います。

定員内不合格の問題のどこに進路保障上の課題があるのかを明らかにし、教育関係者はもちろんのこと、被差別状況にある子どもや保護者と関わっているより多くの人々と協力してこの問題の解消をすすめていきたいと思います。そのためにも、子どもたちや保護者の思いや願いを県人教に届けていただきたいと思います。県人教は「誰一人取り残されない」人権教育の実践をすすめていきます。

## (6) 中途退学・休学について

県人教の行った高等学校中途退学・休学者実態調査によると、2024年度の中途退学者数（転学者を含む）は832名（2023年度801名）で、全生徒数に占める割合は約2.9%となり、2年連続で調査開始以来、最も高い割合となりました。

コロナ禍が児童生徒の登校意欲を失わせ「不登校」の増加につながったこと、その結果、児童

生徒の学力や人間関係づくりに大きな影響を及ぼしたことは、学校教育に携わる者であれば誰もが実感したことではないでしょうか。その一方で、国は「GIGA スクール構想」によって、一人一台の端末を導入するなど、ICT 教育環境の整備をすすめてきました。それをコロナ禍が後押しする形でズームなどの遠隔配信がすすみ、学校・対面授業にこだわらない学びの場が拡大していきま

5

ました。それと同時に、大分県にいて入学できる県内外の公立私立通信制高校やそのサポート校が 21 校も存在し、その中には高卒認定が可能な学校もあります。このように学校現場に新しい教育の波が訪れていることと、中途退学者数の急増とは無関係ではないと考えられます。

10

文科省がめざす ICT を活用した「個別最適な学び」によって支援を受けながら学習している子どもたちをはじめ、さまざまな背景をもつ子ども、学習に困難を抱え苦しい状況にある子どもがサポートを受けられず、置き去りにされていないか、新たな学力格差がうまれていないかが懸念されます。

15

厳しい部落差別の中、同和教育に取り組みはじめた先人は、「今日も机にあの子がいない」と表現された長欠・不就学の問題や、被差別部落の子どもたちの低学力の問題などに直面した時、子どもの背後にあるくらしと、親や子どもの願いをとらえることから取り組みをはじめました。同和教育が大事にしてきた、この人と人とのつながりが、人と人が隔てられがちな今だからこそ必要なのだと考えます。また、進路を切り拓く子どもの学びとは何かを丁寧に考えていくことも必要です。

20

これまでの調査から、「不登校」の状況を経て中途退学に至る傾向が多くあることがわかっています。「不登校」から中途退学に至るまでには、クラス担任や学年、教育相談部（係）など関係する教員が、家庭訪問や面談などを通して生徒や保護者の相談にのったり、学習支援をしたり、外部の機関との連携をするなど、生徒の心情に寄り添おうとする実践も報告されています。にも関わらず、「やむを得ず、本人の意思」で中途退学（転学）に至ったという報告が多いのも事実です。「本人の意思」は、日本国憲法第 13 条「個人の尊重」に謳われた基本的人権の一つです。また、同第 26 条には「教育を受ける権利」が謳われています。つまり、あらゆる教育活動は、権利として保障されるもので、決して本人任せ、保護者任せではないということです。その立ち位置から、私たちは「この生徒はどうして中途退学（転学）したのだろうか」と問い直すことから、生徒が投げかける自校の教育課題（教育方針・計画・組織体制・雰囲気）をとらえ、改善していくことが求められています。それは一つ一つの授業や生徒との関わりにまで及び、教育活動全体であると言えます。また、支援についても、保護者を含めた支援の内容は適切か、外部機関との連携を含めた組織的な対応となっているかなどの点から、個々の取り組みを考えていくことも必要です。しかし、ここで大事にしたいのは、やはり人と人との関わりが持つ温もりなのです。

25

30

私たちは一人ひとりの子どもの願いを実現していくためにも、ただ単に進路先を斡旋するというのではなく、その子の将来を見据え、子どもや親とともに考えて、本当の意味で「本人の意思」に基づく進路決定をしていくことが大切です。また、途中で「学び直し」を選択する子どもがいつでも相談に来ることができるつながりをつくっておくことも大切です。

35

## (7) 進路・就労保障について

「進路保障は同和教育の総和」と言われ、子どもたちの未来を保障するための取り組みとして、「全国高等学校統一用紙」の取り組みが 1973 年から全国的に行政指導されました。「全国高等学校統一用紙」は、事業所に対して受験生の能力や適性と関係のない個人情報収集を制限することで、就職差別をなくしていくための大きな役割を果たしてきました。1999 年には職業安定法の改定がなされ、法的裏付けもされて、制度としての前進がはかられました。「全国高等学校統一用紙」は数度の改訂がなされ、新たな改訂が模索されていますが、どう改訂されてもその根底にあるのは、この統一用紙自体が「本人の能力や適性と無関係の所で合否を決めないでほしい」というメッセージだということです。県内の高校では、「統一応募用紙の精神」に学び、「言わない・書かない・（提出しない）」取り組みがなされています。しかし、いまだに違反選考の事象が後を絶ちません。

40

45

2025 年度、県教委調査による行政指導対象の違反選考報告は、2 月 5 日現在 11 件 8 企業（2024 年度は 5 件 5 企業）であった。就職試験受験者アンケートでは、問題事象と学校が判断して報告したのは 41 件 19 企業（24 年度は 10 件 9 企業、公務員を除く）です。

50

41 件 19 企業の問題事象の内訳（重複あり）は次の通りです。

【家族のこと 4 件、現住所 4 件、部活動をしていない理由 11 件、欠席日数・既往歴 13 件、短所 1 件、尊敬する人物 2 件、求人票にない検査・作文 2 件、謹慎になったことはあるか等 4 件】となっています。

5 次は、今年度（2025 年度）の問題事象です。

面接官 何人家族？	受験生 5 人です
面接官 兄弟は？	受験生 妹が 2 人います
面接官 女の子が 3 人か。お母さんも喜ぶね	

10 厚生労働省発行の公正選考のための「採用面接編」の問題事例に、「場を和ませるつもりで、家族や出身地について聞いている」があります。事業所側は「配慮」したつもりでも、ひとたび尋ねて把握してしまえば、それは知らないうちに余談や偏見を招き、本人に対する評価・見方にフィルターがかかります。結果として、把握したことが採否決定に影響を与え、就職差別につながる恐れがあります。また、家族についての質問が、受験生にとって「触れられたくないこと」であれば、動揺させ、その後の面接に影響を与えかねません。2022 年度には、専門学校の入学願書の中に家族構成と職業欄があり、欄外に小さく「選考にはいっさい関係ありません」と書かれている事例も報告されています。受験先の承諾を得た上で、記入せず願書を提出して受験し合格しました。それは、何のために記入欄だったのでしょ

15 改めて、「統一応募用紙」が、多くの部落の生徒や在日韓国・朝鮮人の生徒、ひとり親家庭の生徒が、希望したくても受験をためらい、いざ受験しても就職差別によって不合格にされた現実から始まったことを確認したいと思います。そして、問題事象が起こる中で、私たちが大切にしなければならぬのは、子どもたちの悔しい思いや声を拾い集め、事業所や社会全体へ丁寧に届けていくことにより、事業所や社会全体の理解を求めることです。

20 「大分県内高校生の就職試験の健康診断状況」（県教委調査 ※公共団体を除く）

	血液検査	尿検査	X 線検査	色覚検査
2023 年度	4 件	10 件	9 件	26 件
2024 年度	1 件	3 件	3 件	16 件
2025 年度	6 件	9 件	11 件	27 件

25 ※これらの検査は、求人票に記載されているので違反事例には該当しません。

30 労働安全衛生規則が定める「雇入時の健康診断」は、応募者の採否を決定するためではなく、入職後の適正配置と健康管理を目的にしたものです。就職選考時の一律な「健康診断」は、応募者の適性や能力を判断するのに必要のないことまでが把握されることになり、結果として就職差別につながりかねません。真に必要であると認められる場合を除いては雇入時の「健康診断」は実施しないように、私たちの取り組みを受けて労働行政も強く指導しています。※色覚検査については(8)に詳しく掲載

2022 年度、大分県で次のような事例も報告されました。

面接官：病気はありますか？	応募生徒：はい、「てんかん」があります。
面接官：最近症状は出ましたか？	応募生徒：1 回出ました。でも薬を変えたので大丈夫です。
面接官：その後は問題ないですか？	応募生徒：はい、ありません。
※生徒本人は、うそは言いたくない。入社してからいづれ分かることなら、入社前にちゃんと自分から言っておこうと思って伝えたとのこと。結果は不合格。	

35 厚生労働省は「公正な採用選考をめざして（令和 7 年度版）」で、「既往歴」についての質問をすることの問題性について次のように説明しています。

既往歴を確認することは、次の点から就職差別につながるおそれがあります。
①過去の病歴が、現在の業務を遂行する適性・能力の判断には通常結びつかないこと
②完治により就労に問題がない場合でも、病気等の持つ社会的なイメージにより不採用とってしまうおそれがあること
③企業が適正配置というつもりで確認していても、応募者、特に既往歴がある方からすると、そういった質問をされることにより不採用とされてしまうのではないかという不安を生じさせる

また、「アレルギー症状」を確認することについて、次のように書いています。

食品関連会社の製造工程で、直接アレルギーのある食品に触れることによってアトピー性皮膚炎などの症状を発症することを未然に防止するために、製造工程で使用している食品に対するアレルギーを確認することは合理的・客観的な必然性があると考えられます。  
そのような場合であっても、手袋等で直接触らなければ症状が出ないことも想定されますので、真に必要な範囲内で確認する必要があります。なお、採用後の適正配置のためのアレルギーを確認することは、雇入時の健康診断等により把握すべきことであり、採用選考時に確認することに合理性はありません。

病気やアレルギーの症状は人それぞれで、病名（アレルギーの有無）を把握するだけでわかるものではありません。完治していたり、仕事に支障がなかったりする場合もあり、また何らかの配慮があれば問題がない場合もあります。もし応募生徒の身体や健康に関わることであらかじめ企業側に知らせておくべきことがある場合には、保護者や本人と相談の上、面接の場でではなく、丁寧に学校から伝えていくことが必要です。

2026年度課題として次の4点があげられます。

- ①取り組みに「学校の偏り」があります。明らかな問題事象でも、「子どもの将来を考えて取り組みをしない」とした学校があり、同様の判断で報告のない事例も多くあるのではないかと考えられます。取り組みをしないことが子どものためなのか考える必要があります。
- ②2021年度「保護者の理解を得られず、取り組みが出来なかった」という事例が立て続けに報告されました。「違反質問をなくす学校での取り組みの趣旨や学びが保護者にまで届いていなかった」ということです。取り組みの結果、その後、同様の報告はありませんが、引き続きの取り組みが必要です。
- ③ハローワークとの連携。地域のハローワークと学校が、問題が起きてからではなく、日常的かつ緊密な連携をすることで、より効果的な取り組みをすすめることができます。
- ④持病・既往症・アレルギーを問うことの問題性と対応の周知の課題があります。

## (8)「障害」のある子どもたちの就学保障について（インクルーシブ教育）

2006年12月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されました。その中で示されたインクルーシブ教育は、「障害」のある人とない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。学校の中だけでなく、就学前、学校卒業後も含めて、社会のいたるところで、「障害」のある人とない人が分け隔てられず、ともに学ぶ機会が保障されることなのです。

2016年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、大分県でも「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定され、市町村でも同様の条例が制定されています。その中で、「障害」のある子どもが学習に参加する際に『社会的障壁』となることを取り除くために必要な支援（「合理的配慮」）を行うことが義務づけられ、少しずつその取り組みがすすんできました。何が『社会的障壁』となっているかは、教職員の一方的な見立てや思い込みではなく、子どもの思いや保護者の願いを知ることから見えてきます。

しかし、「合理的配慮」が、あくまでも現存の学校のシステムの中で学ぶことを前提とし、そこに「障害」を感じる子どもの支援にとどまれば、それはインクルーシブ教育とは異なるものになってしまいます。

「障害」のある人が学校のシステムに合わせていくのではなく、誰もが排除されず、ともに学び合えるような学校や地域に変わっていかねばならないのです。そして、インクルーシブ教育をすすめるためには、「障害」のある子どもと周りの子どもがともに育ち、一緒にいることがあたりまえのくらしの中でつながっていく取り組みが必要です。

卒業後の生活に夢を持つことのできるような進路支援や子どもたちが地域で周りとなつながら生きていくことのできる取り組みも大切です。自分の願いをあきらめることなく、たくましく進路を切り拓いていった人との出会いは、子どもたちに希望と勇気を生みだします。

今回の実践を通して、「個に応じた丁寧な指導」について考えさせられた。実践をする前は、生徒の状況を把握した後に、「～かもしれない」「～だろう」という自分の想像で対応することが多かった。生徒の本心を聞き取ったり自分の対応を見直したりする、生徒と向き合う姿勢が足りていなかったと思う。桜さんと関わる中で、学年部やSC、SSWとの情報共有のみで生徒

の状況や気持ちを判断せずに保護者や生徒本人との会話を通して判断していくこと、一度行った指導をそのまま続けるのではなく、定期的に見直し生徒の気持ちに沿って改善していくことが大切であると分かった。

《第 47 回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より》

「障害」のある子どもの「学びたい」という思いや保護者の願いを受け止め、学校や行政が、「どのように捉えるのか」、「そこに予断や偏見がないのか」を考えていきましょう。そして、今行われている連携が「誰のため」「何のため」の連携なのかを再確認した上で、行政・学校・地域・福祉施設・家庭それぞれの役割を明確にして、子どもたちが地域で周りとながらながら主体的に生きていくための取り組みが必要です。

### (9) 色覚検査について

かつて、学校をはじめ多くの医療機関では、当たり前のように石原式検査表による「色覚検査」がなされ、そこで色覚「異常」と判別された子どもたちは、「白黒だけの世界に生きている」「理系学部／高校を受験できない」「〇△の仕事には就けない」等、間違った知識による誤解や偏見を持たれたり、進学・就労の道を閉ざされたり、さまざまに差別の対象とされてきました。しかし、石原式色覚検査で色覚「異常」と判別されても、大半の人はなんら支障なく学校生活や業務を行うことができ、業務に特に支障がないにも関わらず、事業主が採用を制限するなどの問題が起きていました。その反省から、厚労省は 2001 年に労働安全衛生規則の「雇入時健康診断」から、また文科省は 2003 年に学校保健法施行規則の「定期健康診断」の必須項目から、「色覚検査」を削除しました。また、国家試験・資格試験でも次々に制限が緩和されてきています。

しかし、自分の色覚特性を知らずに不利益を被る子どもたちがいるという理由で色覚検査の再開を求める声も一方でありました。その声を受けて文科省は、2016 年に「色覚検査」の実施について、「一定の配慮と適切な指導のもとで実施できる体制を整えるように」との通知を出し、学校で「色覚検査」が再開できるようになりました。その結果、調査結果によると、義務制学校ではほとんどありませんが、特に高校現場では生徒・保護者の希望、専門科の意向等で色覚検査が行われる状況が多くあり、私たちは「色覚検査」の持つ問題性を確認しつつ、色覚による差別が再び煽られることがないように注意していかなければなりません。

- ・息子二人に色覚（特性）があるのを大人になるまでわからず知らず本人も自分も困ったことがあった。就職にも問題がある事を知らずにその試験で分かった。なので 1 度は検査があったりしてたらと思ったことがあった。
- ・なりたいものが決まってから検査するよりも早く知っておく方が子どもたちも考えられると思う。周りに結果を知らせる必要はないと思うが、検査することには賛成。
- ・職員間では、色覚検査を全員に実施することは問題であるという認識で一致している。
- ・心配のある生徒の検査は環境の整った専門医で行い、必要な事後指導まできちんとしてもらうことが適切だと考える。
- ・希望する保護者・児童には個別に実施し、不安を取り除くとともに、その子自身が自分の特性を知り、学校生活や進路で不利益を被らないよう学校全体で必要な配慮や支援をしていくことが大切。
- ・色覚検査を行うことは教育現場で遺伝子検査を行うことになり、責任を伴うので、医療機関で専門家のもとで行うことが望ましい。
- ・クラスに少数色覚の児童がいるという前提で授業していく必要がある。
- ・就職選考で業務上の必要性の記述が求人票にあれば、必要最小限で確認せざるを得ないが、その必要性について先方事業所と協議確認する。

《2025 年度大分県人教色覚検査実施調査結果（学校の色覚検査について職員の主な意見）

色覚検査を学校で行うべきかどうかに関して、たくさんの意見が出されていますが、「子どもが自分自身の色覚特性を知ること」と「そのために専門家である眼科医で検査を受けること」を否定する意見はなく、この点では現場教員の思いは共通しています。石原式検査だけで確定診断は出来ないという事実と併せて、遺伝子検査に限らず、医療現場ではない学校で「診断」するこ

と自体が問題なのだとは私たちは捉えなければなりません。

私たち一人ひとりが顔や性格が違うように、健康状態や色の見え方が違うのは当たり前です。通常とは違うと見なされる人々を排除する社会ではなく、さまざまな違った能力・特性を持つ人たちがともに支え合いながら、その人らしく生きられる社会を私たちはめざしていかなければなりません。色覚の問題は色覚特性（少数色覚）がある人の問題ではなく、実効ある環境整備や学びにより、社会が変わることで解決されるべき問題です。また、就職選考の際に、健康診断として色覚検査がある場合、学校から企業に検査の必要性を尋ねたり、工作上必要な模擬識別テストなどの工夫をお願いしたりすることも進路保障の観点から大切です。

2025年度色覚検査実施調査結果によると、希望して色覚検査を受けた生徒は982人で、色覚検査を「学校で教員のみで起こった学校」は8校（1.8%）でした。また、「少数色覚の疑いのある」児童・生徒への事後指導については、学校として「児童・生徒や保護者にアドバイスした」のが30件（2024年21件）でした。また、アドバイス（事後指導）の内容については少数色覚についての説明22件、進路選択について18件、学習面・生活面の留意については25件でした。「少数色覚の疑いのある」児童・生徒の実数が把握しにくいと、どれくらいの割合でアドバイスできているかはわかりませんが、担任、養護教諭が連携してアドバイス出来る体制が重要です。また、色の見え方には多様性があり、決して「異常」ではないことを伝えていきたいと思います。

### (10) 応募前職場見学について

「応募前職場見学」の制度はミスマッチによる離職を減らすために、就労を希望する仕事内容（職種）を体験させる「職種」体験が目的で始められた制度ですが、実際には就職を希望する「職場」を事前に体験してみる「職場」体験の場になっている現実があります。その結果、実際に就職するかもしれない「職場」での働きを実体験できるという利点がある半面、事前選考の場となりかねない状況にもあり、たいへん問題があります。応募前職場見学の場で家族状況を聞かれたり、法律で禁止されている社用紙に類する書類を提出させられたり、実質上の選考がなされたケースも毎年数多く報告されています。私たちは労働行政とも深く連携し、改善に向けてこの問題点を共有するとともに、問題がある事業所への公正選考に向けた周知徹底を求めていかなければなりません。

全人教2024年度厚生労働省・文部科学省への要請行動で、これまで指摘してきた応募前職場見学の持つ問題への対応として、厚生労働省は2023年度「来年度の求人票から『選考・応募前見学』という項目を起し、『応募前の職場見学は選考ではない』ことを明記したいと考えている」と返答がありましたが、2024年度は「求人票の項目や事業者に対する周知方法は今後検討していく」と消極的な回答になりました。私たちは今後の状況を注視し、応募前職場見学が決して選考の場にされないことがないように、取り組みをすすめていかなければなりません。

### (11) 外国にルーツを持つ子どもたちの進路保障

外国にルーツを持つ子どもたちが置かれている現状について、次のような報告がありました。

外国につながる保護者相談会に参加してくれた保護者が教えてくれたこと～地域や学校での孤立、異文化ストレス、国籍や在留資格等日本での地位の不安定さ、子どもの日本語能力や学業ののび悩みの不安、学校や市町村からのお知らせの内容が理解できないことによる弊害等々～どれも保護者や生徒が「自己責任」として抱えられる範疇を超えた社会問題であった。…

この報告では、学校教育の中で緊急に扱うべき問題を表現した「高校進学への壁」「高校卒業への壁」「就職への壁」を使い、その中で「児童生徒に対する日本語指導」の問題に焦点を当てたい。

…多文化中高生交流会に参加した生徒の大半は、小学生または中学生の時に日本語ゼロ状態で来日した「日本語指導が必要な生徒」である。にもかかわらず、「日本語初期指導」を学校で受けた子はほとんどおらず、学習の基盤であり、教科等の学習場面で情報収集や分析的思考をするための日本語＝「学習言語」が身につけていない場合が多い。そこで、連絡先の日本語教室につないだり、「日本語初期指導」を学校で受けられるよう、一緒に働きかけを行ってきた。

《大分県人権教育研究大会の報告より》

外国にルーツを持つ子どもにとって日常会話がある程度できるための言葉の支援は、必要がないように受け取られることがあります。しかし、日常会話ができるようになって、「学習言語」（教科の専門用語などの理解）が身につくまでにはさらに数年かかると言われていています。日本語指導を受けられないことで教科の理解がすすまず、それが「個人的な能力不足」と判断され、高校進学や就労の夢さえ失っている生徒がいます。現在、大分県では日本語指導の可能な教職員は、ほんのわずかです。2010年に大分県教育委員会が作成した「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」には次のように具体的に書かれています。

1 外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援する。

(1) 日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対して日本語指導や学習指導、進路指導の具体化等、個に応じた指導、支援をする。

○一人一人の日本語の習得状況や学力等、個に応じて教育課程を弾力的に扱い、学力の保持や向上を支援する。

○進路指導にあたっては、関係機関と連携し、進路に関する情報の収集や提供に努め、将来に対して希望を持って進路選択ができるように支援する。

○就学・転入学・進学等については、本人や保護者に対して適切な案内と十分な情報提供がされるように学校間や県・市町村等との連携を図る。

《大分県在住外国人に関する学校教育指導方針より》

また、「入管法」（出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律）、「住基法」（住民基本台帳法）改定後の外国にルーツを持つ子どもたちの状況把握やヘイトスピーチ、在日コリアンに対する差別問題など、課題は山積されています。

県教委人権・同和教育課（当時）はこのような現状を受けて、2016年12月に「大分県帰国・外国人児童生徒受け入れマニュアル」～外国にルーツを持つ児童生徒へのより良い指導・支援のために～を作成しました。その冊子には、大分県内の学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒及び日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は、近年増加傾向にあることが示されています。さらに、当該児童生徒の「母語」については、英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語など多様化していることも紹介されています。そして、2021年10月に「大分県帰国・外国人児童生徒受け入れマニュアル（改訂版）」を作成しています。

### ＜ 重点課題 ＞

① 子どもや親のくらし、思いや願いに寄りそって「どのように自立していききたいか」を確認し合い、学ぶ意欲を引き出す授業内容の創造や、基礎基本が定着する学習内容、指導方法・内容の改善をすすめていきましょう。

② 各学校や地域において進路を保障していく体制を確立し、その取り組みを強化しましょう。とりわけ、地域の進路保障連絡協議会の設立・強化にむけて取り組み、乳幼児期・小・中・高・行政の連携と協働をすすめていきましょう。

③ 不登校・中途退学・休学者の実態調査と分析を継続し、各校の取り組みとその成果を環流するとともに、子どもたちの個性や多様性を大切にする教育を創造しましょう。

④ 中学、高校入試における「面接での違反質問」「定員内不合格」等について、人権教育の視点から問題点を明らかにし、小・中・高が連携して改善を図っていきましょう。

⑤ 大学・短大と専修・各種学校の入学試験（主として願書等書類・推薦の面接内容）について、アンケートにより実態を把握するとともに、県内外の大学・短大・専修各種学校への高進協・県人教の連名「依頼文書」を届ける取り組みをすすめていきましょう。

⑥ 「言わない・書かない」取り組みに代表される「全国高等学校統一用紙」制定の趣旨を子どもたちとともに学習し、実態調査をもとに、大分県高等学校進路指導協議会（高進協）、教育・労働行政、関係団体と連携して、学校・自治体・企業の不適切質問・違反質問・違反選考根絶に向けて実践していきましょう。

⑦ 奨学金制度の課題を明らかにし、改善に向け関係機関と連携をすすめるとともに、就学支援金制度・奨学金制度・授業料減免制度・就学援助・奨学給付金制度等の経済的支援について児童・生

徒、保護者、教職員の学習をすすめ、必要とする人たちが受給できるようにするとともに、負担を強いられることなく利用できる制度にしていきましょう。また、制服リサイクルなど、就学を支援するための学校間連携もすすめていきましょう。

⑧ 「障害者差別解消法」や「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」について学習をすすめ、子どもや保護者の思いや願いに応じた支援体制の確立を図りましょう。また、それらの施行に伴い、就学・就労面で本人・家族に社会的障壁がないか問いかけながら、共生社会を創造するなかまづくりをすすめましょう。

⑨ 色覚検査アンケートを継続し、色覚検査実施による課題を明らかにしていきましょう。また、「色覚多様性」に関する学習を深め、授業づくりをすすめましょう。

⑩ 外国人児童生徒が、自らのあり方・生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援していきましょう。とりわけ日常会話だけでなく学習言語の理解もすすめるための「日本語初期指導」を教育現場に保障しましょう。

⑪ 部落出身の子ども・外国にルーツをもつ子ども・「障害」のある子ども・「不登校」の状況にある子ども等、弱い立場に立たされている子どもたちの進路保障の課題を明らかにしましょう。

⑫ 日本で暮らしている外国につながる子どもたちの実態や、進路を阻む「制度」の課題を明らかにしましょう。また、さまざまな地域の機関・団体と協力・連携し、子どもの思いに寄り添っていく取り組みをすすめましょう。

### Ⅲ-6. 持続可能な「人権のまちづくり」に向けて

#### (1) 社会教育における学習・啓発活動の充実と発展を

行政には、住民のいのちと人権を守り、くらしを高めるための学習機会を提供する重要な役割があります。学習活動は、自分自身を問い直すことで、自分の中にあるさまざまな偏見や差別意識をなくし、人権意識を高めていくことにつながる重要な活動です。あらゆる差別の撤廃とすべての人の人権の確立をめざして、人権問題についての正しい認識を育てる学習を、幅広い年齢層を対象に、さまざまな機会を通じて一層発展させていかなければなりません。

また、行政によって行われる啓発活動は、全住民に届けられるという効率的な機能を持つとともに、住民のいのちと人権を守り、正しい知識と情報を提供するという、大変重要な役割があります。だからこそ、行政が一体となって、住民が自らの課題としてとらえることのできるような内容を創意工夫し、啓発に絶え間なく取り組むことが大切です。

県内では、住民の実態に即した学習が生涯学習に位置づけられ、各種団体と連携した人権教育の推進、ボランティア団体をはじめとするNPO団体等と連携した学習講座等、学習・啓発活動においてさまざまな改革や工夫が新たに取組みられています。

これらの活動をより一層充実させるためには、それぞれの地域の課題を把握し、そこから具体的な学習や方法、推進体制の確立、地域に密着した取り組みを創り出していく必要があります。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に明記されているように「特別」なことではなく「あたりまえ」のこととして、国や地方公共団体、国民の責務として人権教育をすすめていかなければなりません。そのためにも、まず行政職員の人権問題に対する正しい知識・理解のための学習を行い、人権に配慮した職務の遂行を行政総体ですすめていく必要があります。そして行政施策だけではできないことを、地域や学校や企業（事業所）、NPO団体等と連携しながら、それぞれのもつノウハウに学び、市町村独自で新たな学習プログラムや学習・啓発資料を開発していきましょう。さらに、職員研修や職員の意識改革を図るとともに、推進体制や教育・啓発の内容について関係部署で十分な話し合いを持ち、行政施策へ反映させていくことで、人権のまちづくりにつなげていきましょう。

ただ、気をつけなければならないことは「押し付け」の事業ではなく住民自身が「気づく」学習内容を準備していく必要があるということです。そのためにも県内の学習・啓発活動の資料や学習プログラム、実践レポート等を集録し発刊している『子どもたちに確かな未来を～大分の進路保障・人権教育実践資料集～』や人権作文集『ひかり』等をもとに、他の市町村の取り組みから

得たヒントを生かしたり、各地域と情報交換・実践交流を行ったりしながら、住民のくらしにつながる取り組みをさらに広げていきましょう。

2016 年末に制定された「部落差別解消推進法」は、国や地方公共団体の責務として部落差別解消に向けての教育・啓発の取り組みや相談体制の充実、実態調査の実施などを規定しています。この法律を具現化するためには、部落問題の解決を約束する人権教育を再構築する必要があります。

県内においても「部落差別解消推進法」の施行から、行政による地域住民への啓発活動、学校では小中高校生の部落問題学習、そして教職員と当事者との「対話学習会」や保護者研修が、積極的に取り組まれるようになってきました。しかし、その取り組みも県内では地域による温度差があります。県内のある市民意識調査結果から、研修会や講演会に一度も参加したことのない人の割合が7割ほどあること、また参加している人も固定化していること等、課題も多くあります。

～歩みを止めない～

これまで関係機関や教員、講座卒業生と知恵を出し合いながら実行委員会・ネットワーク会議を実施し講座を開催してきた。その中で主体となるべき行政職員については異動もあり、これまでの課題や講座のおこり・思いを忠実に引き継いでいくことに難しさも感じている。それでも一番重要なことは「歩みを止めない」ことであり、これからは担当としての主体性を持ちながらも、関係者の力を借りてともに学びの機会を作り上げていくことが重要である。また、過去の研修で人権教育においては、『学びなおし』が重要であることも学んだ。その点でもこの講座のもつ意義は大きいものであると考える。

まず、学校での人権教育において初めての学びがあり、その後成人し、様々な人生経験を重ねた上で、職場やPTA活動等の中で改めて人権に触れる『学びなおし』の機会をつくることで、学びを深め、より高い人権意識の醸成を図ることができると考える。自分自身、その立場にあるが、現在は『自分の子どもたちが差別と遭遇したら・・・』と、より具体的な事象として、現実的に考えられるようになった。また、それと同時に、子どもたちにどう伝え、共有していくべきか日々、考えている。

《第44回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より》

## (2) 地域における子どもたちの活動の継承と発展を

「解放子ども会」や「部落解放友の会」(差別をなくしたいと願う子どもたちの県内での集い。以下「友の会」)等は、子どもたち自らの置かれている社会的立場を自覚し、地域の生活や保護者の姿をていねいとらえることを通して、差別への怒りをバネになかまと連帯して差別に立ち向かう意欲と実践力を培い、「人権確立の主体者」となることを目的としています。「差別に負けず立ち上がる力を身につけた人間に育てたい」という保護者や地域の思いを共有した取り組みをすすめたいものです。

「解放子ども会」や「友の会」活動には、部落出身の子どもたちや部落外の子どもたち、それを支援するおとなも集い、人権確立に向けた広がりが見られます。活動においても、部落問題だけでなく幅広く人権問題を取り上げて学習をすすめ、人権確立の主体者としての意識を高めています。

「解放子ども会」での補充学習では、学校での学力保障の取り組みと合わせ、基礎基本の学力の定着を図ることが必要です。さらに、奨学金制度の学習や進学先の学校の仕組み等のシステム・進路の学習を位置づけることの重要性も増しています。これらの進路・学力保障の取り組みについては、各種の奨学金制度を熟知している行政と子どもたちの姿を具体的につかんでいる教職員、保護者が連携して行うことでより効果的なものにしていく必要があります。

また、「解放子ども会」で共有した課題のなかには、学校生活の課題に直結するものも多くあります。その解決にむけて、部落外の子どもや教職員とともに反差別のなかまづくりを学校全体に広げていこうという取り組みもすすめられています。具体的には人権集会を開催し、人権問題に関する意見ばかりではなく、学校生活の目標や課題等についても意見発表が行われ、一人ひとりの生活を見つめて、何か課題を克服する行動につなげていこうとしています。

これらの活動が、地域の子どもの置かれている現実をとらえ、そこにある課題を克服する

営みとして子どもたちの側に立って創り出されていることを忘れてはなりません。こうした新たな活動を広げ、継承していくためには、より多くの地域住民が参加し、関わっていくことが望まれます。

さまざまな人権に関わる問題について学び、反差別の生き方をめざした活動を地域や学校の自主活動と結びつけ、広がりを持った解放子ども会活動に発展させていきましょう。そのためには、行政（社会教育指導員等）・学校・家庭・地域が互いにつながっていくことが大切です。

解放学習をしていくうちに、母親と学習会での活動や内容の話をするようになりました。母親からこんな話を聞くことができました。

母親の実家のある町にも部落があったこと。その場所が自分の実家のすぐそばであることを詳しく教えてくれました。その話を聞いた時、はじめはびっくりしました。母親の実家の近くに部落があったことに衝撃が走りました。母親は私に「差別しない人になってほしい。差別はいけないことだと分かってほしい」という気持ちから話をしてくれたと言っていました。母親がこんな話を私にしてくれたことがとても嬉しかったです。

母親の話の中でいちばん印象に残っていることは次の話です。母親が小さい頃に「親から『部落の人とかかわるな』と言われて疑問に思い、その人の家柄や外見にこだわるのではなく、中身で付き合うことが大切だと思った。」という言葉です。

私はこの母親の言葉を聞いて、「母も自分と同じように考えていたんだ」ということが分かって、「部落差別はおかしい。部落差別をなくしたい」という思いがいつそう強くなりました。父とは仕事の都合ですれ違うことが多いのですが、全高で報告することは知っており、がんばれと言っています。

解放学習会を通してもっと多くのことを知り、部落差別をなくすことができるまで、みんなと一緒にがんばっていきたいと思います。

《2019年部落解放第51回全国高校生集会の県内報告より》

「解放子ども会」の活動は、地区外の子どもたちにも広がり、この高校生の変容となり、地域での学びや確かなつながりをつくっています。そして、何よりも、報告者自身の保護者や解放学習会で学ぶなかまとのつながりが強いものになっています。

この報告は、学び合う「場」を日常の活動につなげていくことが地域と学校と保護者との確かなつながりをつくる取り組みになることを伝えています。一人ひとりが差別をなくす主体者として社会的立場の自覚をするためには、こうした地道な営みを積み上げていくことが大切です。

### （3）子どもを守り育てる地域の教育力

家庭は、保護者と子どもの信頼関係を築き、生活習慣や社会生活を営むための基礎的なルールやマナーを身につける場です。また家庭教育は教育の原点であり、乳幼児期から自分自身や他者を大切にできる態度や善悪の判断、規範意識、自律心等、人権感覚の基礎を育む上で極めて重要です。

しかし、社会環境の変化がすすんだ現在、ネット社会の拡大や経済的格差がすすみ、子どもや家庭をとりまく環境も大きく変化しています。物質的な豊かさの進行や生活様式の変化にともない保護者の意識も変わっていく中、地域とのつながりが希薄となり、孤立化がすすむ家庭も増えています。他者と関わる機会が激減し、誰にも悩みを打ち明けられずに、家庭の中でさえ孤立し、引きこもっている子どもたちが増えています。また、子どもの9人に1人（11.5パーセント）が相対的貧困状態（2022年度国民生活基礎調査より）にあると報告されています。とりわけ、ひとり親世帯の子どもの貧困率は、44.5パーセントとほぼ半分近くとなっており、大変深刻な状態が続いています。また、コロナ禍が拍車をかけ、地域での世代間交流が難しくなっており、保護者が近隣の育児経験者に子育てのアドバイスを求めようにもそれさえできずにいます。そのため、保護者の悩みや孤独感はますます深まり、その結果、子どもへの虐待が引き起こされています。この悲しき連鎖を断ち切るためにも、周りの家族や教職員、地域のおとな等、子どもの育ちに関わるさまざまなおとなは、「家庭教育は、その家庭だけに任せて行うものではなく、地域に暮らすおとな全員で関わるべきもの」と強く自覚し、連携・協働の取り組みをすすめていくことが急務です。県内では、子どもの貧困の課題に向き合い、子ども食堂や居場所づくり等の支援も

広がっています。

このような子どものいのちと人権を守るための積極的な方法・手段（子育てについて気軽に語り合える地域づくりやよりよいシステム・制度づくりなど）はもちろんのこと、今家庭に必要なことやそれぞれができることは何か、また何のために連携するのかを常に考え、用意しておく必要があります。

子どもの育ちを支えるためには、子どもだけでなく保護者もひとりにしない状況がつけられているか、「しんどいときにしんどい」と言える関係ができているか、また、それを言える雰囲気や環境ができているかが問われています。

（前略）ある生徒が先生役の保護者に近づいて何かを話していた。授業後の反省会でそのことが話題に上がると、生徒は「私の家は何も変わらない」と言ったことがわかった。先生役の保護者は、その生徒がひとり親家庭であることや保護者が遠方に住んでいて今は祖父母と一緒に暮らしていることを知っていたので、「おうちの方は、今は遠くにいるけど、〇〇さんのことを大事に思っているよ」と返したそうである。その話を聞いた他の先生役の保護者は、登下校で会うと「おはよう」や「元気?」、「今日もがんばってるね」などと声をかけるようになったこと、また、学校に行ったときに、その子を気にするようになったことなど、授業をしてから自分の見方が変わったことを、私自身、しばらくたってから聞いた。

《第46回大分県人権教育研究大会の報告より》

中津市教育委員会と中津市PTA連合会の「ほめあうまち なかつ」（ほめまち）事業の活動は、「家庭は教育の原点」であることに改めて気づかせてくれるとともに子どもたちや保護者が「ひとりで抱え込まなくてよい」居場所づくりの大切さを教えてくれます。そこには、しんどい思いをしている人がいることに気づき、自分たちにできることは何かを考えて活動する人びとの姿があります。こうした人と人とのつながりが、行政・学校・保護者会など、さまざまな関係機関などの組織とのネットワークを広げています。

#### （４）「人権のまちづくり」に向けた地域における「人権文化」の創造を

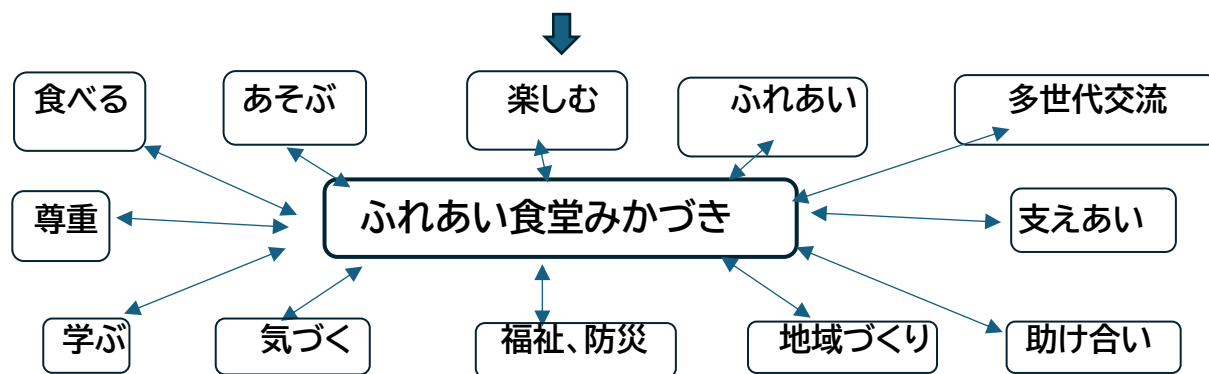
県内各地では、地域の特色をいかした解放文化祭や人権フェスティバル等が盛んに行われています。演劇やコーラス・コンサート・展示等による発表の活動は、観る側の人々の感性に訴えるだけでなく、人間性の豊かさや魅力等をなかまとともに再発見しようとするすることで、地域の人も学習し共感していくことができます。それぞれの地域によって取り組みの違いはありますが、住民一人ひとりが創造の主体者となることで、それぞれの地域で行われている文化活動や取り組み自体が、「人権文化」へとつながっています。また、「人権」を一部の人だけでなく子どもから高齢者に至るまで、より広くより多くの住民へ届ける重要な役割を持っています。つまり、多くの人に人権確立を語りかける機会や場となっています。

しかし、「イベント」的な取り組みに限られたり、単なる行事的なものになったりすると、人権が特定の時期しか扱われない、「特別なもの」になっていく恐れがあることに十分配慮しておくことが必要です。これからは、すべての行政施策にどう人権の視点を入れていくかが重要になります。そして、取り組みのねらいをはっきりさせ、これまでの成果をいかしてすすめていくことが大切です。

人権（を尊重すること）が「特別」なことではなく、「あたりまえ」のこととして認知される社会にしていくために、まず地域の実情をしっかりと把握し、行政が住民の側に立った人権施策を推進していくことが必要です。また、住民一人ひとりが身の回りのことに対する自らの価値観を問い直し、そして、地域での主体的推進者として、自ら直面している人権問題に向き合い、その解決にむけて努力していくことが「人権のまちづくり」につながっていきます。住民のいのちと人権を守り、くらしを高める、とりわけ子ども・高齢者のいのちと人権を守り、育ち（自己実現）を支えるまちづくりが望まれます。そんなまちづくりを実践している地域の一つに、玖珠町北山田地区の「ふれあい食堂みかづき」の実践があります。

## ふれあい食堂みかづきの実践より

(目標) 『ふれあい食堂みかづき』は一人ひとりが役割を持って参加し、お互いを尊重しながら楽しく交流できる場所であること



《第46回大分県人権・部落差別解消教育研究大会の報告より》

こうした地域住民の取り組みには、行政の後押しや各地区の社人研（社会人権教育推進組織）との連携（共助）が不可欠です。行政・社人研の有しているノウハウを提供し、地域住民代表と情報を絶えず共有しながら、取り組みを推しすすめていきましょう。また、子どもから高齢者までのすべての住民で人権文化を創っていくためにも、地域にあるさまざまな団体、企業（事業所）等との課題共有や連携も欠かせません。家庭教育、学校教育、社会教育をそれぞれの分野だけで終わらせず、それぞれの立場ですすめてきた具体的な取り組みをつなげながら、地域住民の「出会い」や「つながり」をつくっていきましょう。そうすることが、未来を担っていく子ども、「障害」のある人、外国にルーツのある子どもや保護者、高齢者など、さまざまな立場の人々が生き生きと活躍できる人権のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

人権のまちづくりをすすめる上で、組織と組織の連携やつながりは必要不可欠です。しかし、その前に、自分が学んでいること、取り組んでいることを家族や友だち、職場の同僚に伝え、そこで、しんどいことを言ったり、言われたり、相談したり、相談されたり、頼ったり、頼られたりする日常の積み重ねが大切です。そこから小さな輪が多く生まれ、それぞれがつながり合い、実効的なネットワークが広がっていきます。「出会い 学び つながる」を繰り返していく延長線上に人権のまちづくりがあります。

「被差別当事者にとって住みよいまちは、すべての人にとって住みよいまちである。」そんな空気感や環境があたりまえの人権のまちづくりをすすめていきましょう。

### < 重点課題 >

- ① 意識調査やアンケートによる住民の声等により、それぞれの地域の実情・課題を客観的に把握し、そこから具体的な学習内容を考え、地域や住民の実態・ニーズに沿った取り組み（解放文化祭や人権フェスティバル等）を創造していきましょう。
- ② 「部落差別解消推進法」の学習活動及び実践と行政による啓発活動をつなげ、差別を見抜き差別を許さない取り組みをつくるまちづくりをすすめましょう。
- ③ 社会教育における学習・啓発推進深化のため、学校・PTA・各地区研究会との連携を強化し地域における社人研の「組織確立・強化」「地域に密着した活動の強化」をめざしましょう。
- ④ 暮らしの中にある差別の現実をとらえ、子どもたちが「人権尊重社会確立の主体者」として力量を高める地域での学習会活動を創造する。
- ⑤ 「子どもの権利条約」の理念をふまえ、子どもたちにとって「心地よい」「大切にされている」と感じられる家庭・地域の環境づくりをすすめましょう。
- ⑥ 相談窓口、関係機関についての情報の提供や子育てに関する相談体制の整備等、家庭教育を支援する取り組みの一層の充実を図りましょう。
- ⑦ 家庭・学校・地域・事業所・NPO等の民間団体と連携を柱として、差別の中を生き抜いてきた人たちの歴史、芸能、伝承、仕事などさまざまな文化を掘り起こし、地域住民の「出会い」や「つながり」の場をつくり「人権文化」の創造をしていきましょう。

## IV. おわりに

1994年の「子どもの権利条約」批准以来、29年目の2023年にしてようやく、「子どもの権利条約」の一般原則を基本理念として定めた「こども基本法」が制定され、また、子ども諸施策を子どもの権利を基盤として統合する「こども家庭庁」がスタートしました。

2023年4月に施行された「こども基本法」に基づく「こども大綱」にある理念は、すべての子ども、若者が身体的・精神的・社会的にしあわせな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現がうたわれています。これまで経済的な理由で、なにかしら自分の進路をあきらめざるをえない子どもたちに対して、「本人・保護者の努力が足りない」、「その人自身・家庭の責任だ」といった認識が日本社会の中にもありましたが、やっとその責任を国が負う制度が始まるとも言えます。

私たちは、この「こども基本法」「こども大綱」を追い風にして、私たちの実践を問い直し、すべての子どもの意見表明権を尊重し、子どもの権利を大切にしたい実践ができているのか、そのような学校文化が築けているかを確認し、子どもの権利を保障する教育をすすめていかねばなりません。

2025年度、佐伯市において「第47回大分県人権・部落差別解消教育研究大会ならびに第10回大分県人権・部落差別解消保育研究集会～ヒューライツフォーラム2025～」が開催されました。地元テーマ「『誰か』のことじゃなく、『わたし』のこと！～部落問題をはじめとする様々な人権課題からみつめなおそう！自分自身を！」のもと、実践交流が行われました。ヒューライツステージでははじめ体験について語りたがる子、ネットの人権侵害が気になる子、人権に興味ある子ら小中高の9人が集まって作成した「『誰か』のことじゃなく、『わたし』のことを考える宣言」は、子どもたちが抱えている悩み・困りと、これから仲間をつないで自己解放していこうとする意気込みや、教職員・保護者の課題や支援の大切さも実感させてくれました。

そして今年も、大分市・由布市を中心とした「ヒューライツフォーラム2026」が開催されます。大分県内各地の反差別の取り組みや実践・思いを結集し、人と人とが反差別の思いでつながり、交流を深め、人権文化溢れる社会をつくっていく取り組みをすすめていきましょう。

## V. 2026年度 研究課題の資料

### V-1. 同和教育の成果

- ① 「差別の現実から深く学ぶ」原則のもと、「長欠・不就学」をなくしていくための取り組みとして、教科書無償制度や公的奨学金制度の充実等、子どもたちの教育を受ける権利の保障に努めてきたこと。
- ② 部落問題学習におけるフィールドワーク、聞き取り、表現活動などの手法を通して、差別を見抜き、差別解消に向けて行動できる教育内容を創り出してきたこと。
- ③ 被差別の立場の子どもを中心に、くらしやしごとを見つめ、語りことや綴ること等を通してのなかまづくりに取り組んできたこと。
- ④ 「低学力」を克服し、進路をきり拓く教育内容を創造してきたこと。
- ⑤ 「社用紙」を撤廃させ、「全国高等学校統一用紙」（以降、統一用紙）を制定して、すべての子どもたちの就労保障・就職の機会均等をめざした取り組みをすすめてきたこと。
- ⑥ 識字運動や部落解放子ども会等の営みを通して、社会的立場を自覚し、部落解放の主体形成を図ってきたこと
- ⑦ 地区別懇談会や住民学習会、身元調査お断り運動等の人権啓発システムの確立を図ってきたこと。

20 補足： 1969年に出された地域改善対策協議会の意見具申では、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」という同和对策審議会答申（1965年）の指摘を再確認した上で、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまで同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と今後の人権教育の在り方を提言しました。

2002年3月末に「地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効（1969年の「同和对策事業特別措置法」以来33年間に渡る同和問題に関わる特別措置法の法切れを意味する）しましたが、同和教育の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図ることが求められてきました。そして、2016年、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」）が成立しました。その第5条に国および地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と書かれています。しかし、ネット問題は全国どこでも見ることができ、そこでは部落問題に悩む当事者がおり、インターネット情報等で差別を煽る者もいます。ネットに溢れる差別情報等により、部落出身者は日常生活でも差別を受けるかもしれない恐れから、部落を語ることができない現実があります。この法律とともに反差別の取り組みをさらにすすめていく必要があります。2025年5月、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。差別的な書き込みを迅速に削除するため、大規模プラットフォーム事業者（大規模特定電気通信役務提供者）に対して、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付けるなどの規制が新たに設けられています。

## V-2. 大分県人権教育推進計画（第4次改訂版、R8年3月）の抜粋

### 第1章計画の策定にあたって

- 5 1 人権をめぐる社会の取組の取組
- (1) 国際社会の動き
  - (2) 国内の動き
    - 1953（昭和28）年には、同和教育の研究と実践を目的とした全国組織として全国同和教育研究協議会（現公益社団法人全国人権教育研究協議会）が結成されました。
  - 10 (3) 大分県の動き（啓発および教育）
    - 1976（昭和51）年には、組織的に研究実践を進める大分県同和教育研究協議会（現公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会）が結成されました。
    - 同和教育は、同和教育の問題の解決を基本課題としながら、障がいのある人に関わる課題や外国にルーツをもつ子どもたちの課題、さらに「荒れ」や不登校等様々な厳しい立場に立つ子どもにも目を向け、
    - 15 あらゆる差別問題・人権問題を解決しようとする教育として進められてきました。

### 第2章基本的な考え方

- 1 人権尊重の理念、2 社会的背景と新たな課題、3 めざす姿、4 主な取組、5 目標指標、6 推進に係る考え方、7 実践的な人権教育の推進
- 20 8 人権教育推進計画の推進方策
- (1) 教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究
    - 各市町村や人権教育研究団体（公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会等）では、それぞれに工夫した人権教育に取り組んでいます。それらの関係機関や団体、さらには大学等との連携・協力のもと、教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究を進めます。
  - 25 (2) 各種調査の実施
  - (3) 推進環境の整備・充実
    - 人権問題が複雑・多様化する中、効果的な人権教育推進のため、県内外から人権に関する今日的な課題を反映した資料や情報の収集に努め、人権教育の推進に必要な教材や資料等の整備・充実に努めます。また、国や各市町村、人権教育研究団体やNPO等民間団体から、具体的な実践資料や情報を積極的に収集し、それらを有効かつ効率的に活用できるよう、人権ライブラリーの充実に努め、環境の整備・充実に努めます。
  - 30 (4) 実施主体間の連携
    - 国や各市町村、人権教育研究団体、NPO等民間団体との役割分担を踏まえつつ、緊密な連携・協力のもと、総合的に人権教育を推進します。さらに、各人権課題に係る様々な機関において、その特性を踏まえた各種の取組が実施されていることから、連絡協議会等に参加するなど、これらの機関と一層緊密な連携を図っていきます。

### 第3章主な取組一I（学校教育における人権教育の推進）

- 1 人権教育の総合的な推進、2 組織的な人権教育推進体制、3 系統的な人権教育推進体制、4 人権教育の学び、5 学習活動の工夫、6 保護者との連携、7 教職員研修
- 40 8 学校教育における推進
- (1) 人権教育推進体制、(2) 人権教育の学び
  - (3) 教職員研修
    - 教職員の資質・向上をめざすため、公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会や各地区人権教育研究会等主催の研修、地域の人権啓発イベントへの積極的な参加を推進します。
  - 45 ※ アンダーライン（波線）は県人教の方で、県教委との連携を強調する意味で作成しました。推進計画の詳細は県教委の人権教育・部落差別解消推進課ホームページを参照願います。

## V-3. 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の全文

### （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

## V-4. 県人教作成の刊行物・資料等に活用している言葉について

私たちは思いを言葉や文字、態度で伝えます。きちんと思いを伝えたいと思えば、言葉や文字、態度にこだわるのは当然のことです。これまで私たちがすすめてきた「部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消していく教育」や「人権教育」の取り組みの中で、さまざまな議論や実践が積み重ねられてきました。それらの議論や実践、その中で共有された思いをしっかりと受け止め、伝え、さらにすすめていくために、大切にされ、こだわってきた言葉や表記があります。以下に、県人教で作成する刊行物・資料の中で共通して表記している言葉を整理しています。

しかし、ここに挙げている言葉はごく一部であり、他にも気になる表現があれば、その都度なぜ気になるのかを考えていくことが大切です。ぜひ多くの人と話をしてください。大切なことは、「誰が気になるか」「誰かに言われたから」ではなく、「自分はどうか」ということですね。言葉を通して人権感覚を磨いていきましょう。

### 1. 一般表記のまま、その差別性を確かめあう言葉

①	<b>在日コリアン</b>	在日朝鮮人、在日韓国・朝鮮人という表記がありますが、朝鮮半島情勢も考慮して在日コリアンと表記します。
②	<b>LGBTs</b>	L = Lesbian 女性同性愛者、G = Gay 男性同性愛者、B = Bisexual 両性愛者、T = Transgender 体と心の性が一致しない人の他にも Q = Questioning (性的指向・性自認を決められない、決めたくない人) や A = Asexual (他者に対する性的関心がない) など多様な性のあり方が明らかにされています。したがってLGBTsと記述します。

### 2. 表記を変えて、その差別性を確かめあう言葉

①	<b>なかまづくり</b> ↑ なかま作り	「作る」は、物を作る場合には、広くつかわれます。しかし、教育の中で人との育ちあいの意味にはふさわしくないので「かな」が適切と考えます。
②	<b>子ども</b> ↑ 子供	「子供」の「供」は、「ある物を左右の両手でうやうやしくささげる様を示し、そなえる、差し出す、身分の高い人に付き従うこと、複数、へりくだった気持ち」をあらわしています。子どもは供え物でも、複数でも、へりくだるべきものでもないので、「供」は「かな」を用います。
③	<b>名前</b> ↑ 氏名	部落差別を残してきた大きな要因が“イ工意識”(個人よりも家を優先させる考え方) であると言われていています。「氏名」は“イ工意識”に直接関わる表現であるので、できるだけ「名前」を使いたいと考えます。
④	<b>保護者</b> ↑ 父兄・父母	「女性が権利を奪われた状況におかれた」家制度の中で、父親がいなくなると、その子の親権は「母」でなく「兄」に移りました。「父兄」はそういう背景をもつことばです。「父母」もつかわれますが、「父」「母」ともにいない状況で生きぬいている子どものことを考えれば「保護者」がより望ましいと考えます。また、「保護者」と同様に「親」という言葉はよく使われますが、昨今では家庭状況が複雑化し、「親」ではあるが「保護者」ではない、「保護者」ではあるが「親」ではない、といった状況もあります。大切なことは子どもやその家庭の背景をしっかりとつかみ、そのことに思いを馳せることであると考えます。
⑤	<b>ひとり親家庭</b> ↑ 母子家庭 ↑ 父子家庭	子どもの家庭状況をさぐる中で、さまざまな家族の形を表すときに、「母子家庭」「父子家庭」という言葉が「母子家庭だから」「父子家庭だから」「母子家庭のような…」など、時としてマイナスのイメージをもって使われてしまうこともあります。実際にひとり親で働きながら子育てををするといった厳しい状況もありますが、母親・父親に関係なく、子どもを一所懸命育てようと努力している親の思いを大切に考えれば、「ひとり親家庭」という表現を使うのが望ましいと考えます。
⑥	<b>友だち</b> ↑ 友達	「だち」は「友達」や古語の「公達(きんだち)」を始め「同輩を表す副助詞」であり、また、造語成分としては、上位から下位への連絡(「通達」「お達し」など) という意味を持ち、「ともだち」の意味にはそぐわないと考え、「友だち」と表記します。
⑦	<b>生徒証明書</b> ↑ 身分証明書	歴史的につくられた「身分」の証明を連想してしまいます。しかし、今はそうした「身分」はないので、生徒の立場を証明するものとしては「生徒証明書」と表記した方が良く考えます。

⑧	<b>端的に・簡単に</b> ↑手短に	日本語の中には体の一部分を使って表す表現がたくさんあります。必ずしもそれらが差別表現であるとは考えませんが、そのことできつい思いをする人がいるかもしれないことを考えると、別の表現の方が望ましい場合があります。 例：足がない→交通手段がない 片手落ち→バランスを欠く、不公平 目がない→夢中、可能性がない 手分けして→分担して など
<b>3. 「」をつかい、自らの内面にある差別性や社会的な差別性を訴える言葉</b>		
①	<b>「障害」</b>	これまで「障害」の表記については、県人教内でもたくさんの意見交換を重ねてきました。「障」も「害」も気になるという会員の意見を尊重して、「しょうがい」とひらがなで表記した期間もありましたが、ひらがなにすることで、「障」や「害」の漢字の中にある私たちの「障害」に対するマイナスの意識(差別の現実)を見えなくするだけでしかないのではないか、痛みを伴う漢字で表記することで、あえて私たちは私たちの中にある障害観と向き合うべきではないのかということから、県人教では漢字の「障害」表記にこだわるといことで、一定の方向性を出しています。県人教では、私たちの内外にある障害観を問い続けていくためにも、「障害」と「」をつけて表記していきます。
②	<b>「健常」</b>	「障害者」に対しての語句であり、「障害」のある人と、「障害」を感じていない人を、第三者から見て線引きをして分けていると考えられます。「障害」のある人は、環境や社会のありようによって、「障害」を感じているのです。初めから「健常者」と「障害者」という分け方はないと考えます。また「健常者」という言葉は、「障害」のない人が常に健やかであるという意味を含み、この言葉の活用がふさわしくないと考えます。そこで、「」をつけて表記していくことで、そこにつながる意識や概念に課題があることを訴えていきます。

※会員のみなさんに上記の表記を強制するものではありません。それぞれの思いで、その他の表記も考えられます。